

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																																																																														
8	<p>6 指定公共機関等</p> <table border="1"> <tr> <td>郵便事業株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>郵便局株式会社</td> <td>(2) 被災者に対する郵便はがきの無償交付</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	郵便事業株式会社	(略)	郵便局株式会社	(2) 被災者に対する郵便はがきの無償交付	(略)	(略)	<p>6 指定公共機関等</p> <table border="1"> <tr> <td>日本郵便株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(2) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	日本郵便株式会社	(略)	(略)	(2) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付	(略)	(略)	<p>会社統合に伴う修正</p> <p>郵便書簡も含むため</p>																																																																																																																		
郵便事業株式会社	(略)																																																																																																																																
郵便局株式会社	(2) 被災者に対する郵便はがきの無償交付																																																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																																																
日本郵便株式会社	(略)																																																																																																																																
(略)	(2) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付																																																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																																																
15	<p>2 社会的特性</p> <p>(1) 人口分布</p> <p>ア 人口の分布 京都市の人口は約 147 万人（平成 22 年国勢調査）である。（略）</p> <p>イ 昼間人口の分布 京都市の昼間人口は約 160 万人（平成 22 年国勢調査）で、<u>人口の約 147 万人</u>に対し（略）</p> <p>ウ 高齢者等の分布 京都市の人口を年齢別にみると（平成 22 年国勢調査）、15 歳までの年少人口は約 <u>17 万人（11.9%）</u>である。また、65 歳以上の老年人口は約 <u>33 万人（23.0%）</u>である。（略）</p> <p>エ 観光客の分布 （略）平成 22 年中に京都市を訪れた観光客は <u>4,955 万人</u>で一日平均すると約 <u>14 万人</u>となり、そのうち約 <u>26%</u>が市内への宿泊客である。</p>	<p>2 社会的特性</p> <p>(1) 人口分布</p> <p>ア 人口の分布 京都市の人口は約 <u>148 万人</u>（平成 27 年国勢調査）である。（略）</p> <p>イ 昼間人口の分布 京都市の昼間人口は約 160 万人（平成 22 年国勢調査）で、<u>当時の人口の約 147 万人</u>に対し（略）</p> <p>ウ 高齢者等の分布 京都市の人口を年齢別にみると（平成 27 年国勢調査）、15 歳までの年少人口は約 <u>16 万人（11.3%）</u>である。また、65 歳以上の老年人口は約 <u>38 万人（26.7%）</u>である。（略）</p> <p>エ 観光客の分布 （略）平成 27 年中に京都市を訪れた観光客は <u>5,684 万人</u>で一日平均すると約 <u>16 万人</u>となり、そのうち約 <u>24%</u>が市内への宿泊客である。</p>	<p>時点修正</p>																																																																																																																														
15	<p>(京都市の人口・建物分布状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>世帯数</th> <th>人口</th> <th>老年人口比 (%)</th> <th>年少人口比 (%)</th> <th>昼間人口</th> <th>人口比 (%)</th> <th>全建物棟数</th> <th>木造建物比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 区</td> <td>56,406</td> <td>122,037</td> <td>24.3</td> <td>11.4</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上京区</td> <td>43,389</td> <td>83,264</td> <td>25.2</td> <td>9.6</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>左京区</td> <td>82,067</td> <td>168,802</td> <td>23.7</td> <td>10.7</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中京区</td> <td>55,772</td> <td>105,306</td> <td>23.4</td> <td>10.6</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東山区</td> <td>21,114</td> <td>40,528</td> <td>30.0</td> <td>7.1</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>山科区</td> <td>58,321</td> <td>136,045</td> <td>23.4</td> <td>12.5</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		世帯数	人口	老年人口比 (%)	年少人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全建物棟数	木造建物比率 (%)	北 区	56,406	122,037	24.3	11.4	(略)	(略)	(略)	(略)	上京区	43,389	83,264	25.2	9.6	(略)	(略)	(略)	(略)	左京区	82,067	168,802	23.7	10.7	(略)	(略)	(略)	(略)	中京区	55,772	105,306	23.4	10.6	(略)	(略)	(略)	(略)	東山区	21,114	40,528	30.0	7.1	(略)	(略)	(略)	(略)	山科区	58,321	136,045	23.4	12.5	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(京都市の人口・建物分布状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>世帯数</th> <th>人口</th> <th>老年人口比 (%)</th> <th>年少人口比 (%)</th> <th>昼間人口</th> <th>人口比 (%)</th> <th>全建物棟数</th> <th>木造建物比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 区</td> <td>56,804</td> <td>119,474</td> <td>27.7</td> <td>10.7</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上京区</td> <td>46,849</td> <td>85,113</td> <td>27.1</td> <td>9.6</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>左京区</td> <td>83,423</td> <td>168,266</td> <td>26.9</td> <td>10.7</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中京区</td> <td>59,085</td> <td>109,341</td> <td>24.7</td> <td>10.5</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東山区</td> <td>21,381</td> <td>39,044</td> <td>32.8</td> <td>7.8</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>山科区</td> <td>60,451</td> <td>135,471</td> <td>29.1</td> <td>11.6</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		世帯数	人口	老年人口比 (%)	年少人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全建物棟数	木造建物比率 (%)	北 区	56,804	119,474	27.7	10.7	(略)	(略)	(略)	(略)	上京区	46,849	85,113	27.1	9.6	(略)	(略)	(略)	(略)	左京区	83,423	168,266	26.9	10.7	(略)	(略)	(略)	(略)	中京区	59,085	109,341	24.7	10.5	(略)	(略)	(略)	(略)	東山区	21,381	39,044	32.8	7.8	(略)	(略)	(略)	(略)	山科区	60,451	135,471	29.1	11.6	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>平成 27 年国勢調査による</p>
	世帯数	人口	老年人口比 (%)	年少人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全建物棟数	木造建物比率 (%)																																																																																																																									
北 区	56,406	122,037	24.3	11.4	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
上京区	43,389	83,264	25.2	9.6	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
左京区	82,067	168,802	23.7	10.7	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
中京区	55,772	105,306	23.4	10.6	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
東山区	21,114	40,528	30.0	7.1	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
山科区	58,321	136,045	23.4	12.5	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
	世帯数	人口	老年人口比 (%)	年少人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全建物棟数	木造建物比率 (%)																																																																																																																									
北 区	56,804	119,474	27.7	10.7	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
上京区	46,849	85,113	27.1	9.6	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
左京区	83,423	168,266	26.9	10.7	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
中京区	59,085	109,341	24.7	10.5	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
東山区	21,381	39,044	32.8	7.8	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
山科区	60,451	135,471	29.1	11.6	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行										修 正 案								修正理由																								
	下京区	43,651	79,287	22.7	9.8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	下京区	47,206	82,668	23.2	9.8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(注) 人口, 世帯数, 老年人口比, 年少人口比は平成27年国勢調査, 昼間人口及び人口比は平成22年国勢調査, 建物は(略)																						
	南 区	45,036	98,744	21.2	12.3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	南 区	47,094	99,927	24.5	11.8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																							
	右京区	90,808	202,943	23.1	12.3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	右京区	94,525	204,262	27.0	11.8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																							
	西京区	61,420	152,974	20.2	14.4	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	西京区	63,109	150,962	25.6	13.3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																							
	伏見区	123,597	284,085	22.1	13.2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	伏見区	125,947	280,655	26.7	12.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																							
	合 計	681,581	1,474,015	23.0	11.9	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	合 計	705,874	1,475,183	26.7	11.3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																							
	(注) 人口, 世帯数 (追加) は平成22年国勢調査, (追加) 建物は(略)										(注) 人口, 世帯数, 老年人口比, 年少人口比は平成27年国勢調査, 昼間人口及び人口比は平成22年国勢調査, 建物は(略)																																
16	(3) 文化財の分布 (略) 平成23年4月1日現在, 市内の重要文化財は 1,836 件であり, 行政区別では右京区が, 最も多くを占めている。また, 重要文化財のうち国宝に指定されているものは 206 件である。(略)										(3) 文化財の分布 (略) 平成28年4月1日現在, 市内の重要文化財は 1,865 件であり, 行政区別では右京区が, 最も多くを占めている。また, 重要文化財のうち国宝に指定されているものは 211 件である。(略)								時点修正																								
21	第5節 既往被害地震 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年月日</th><th>規模</th><th>発生地/地震名</th><th>主な被害の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>◆ 1995年1月17日 (平成7年)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略) 被害 (平成14年12月26日現在) は死者6,433, 不明3, 負傷43,792, 住家全半壊約25万棟, 火災285件など。(略)</td></tr> </tbody> </table>										年月日	規模	発生地/地震名	主な被害の内容	(略)	(略)	(略)	(略)	◆ 1995年1月17日 (平成7年)	(略)	(略)	(略) 被害 (平成14年12月26日現在) は死者6,433, 不明3, 負傷43,792, 住家全半壊約25万棟, 火災285件など。(略)	第5節 既往被害地震 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年月日</th><th>規模</th><th>発生地/地震名</th><th>主な被害の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>◆ 1995年1月17日 (平成7年)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略) 被害 (平成18年5月19日現在) は死者6,434, 不明3, 負傷43,792, 住家全半壊約25万棟, 火災293件など。(略)</td></tr> </tbody> </table>								年月日	規模	発生地/地震名	主な被害の内容	(略)	(略)	(略)	(略)	◆ 1995年1月17日 (平成7年)	(略)	(略)	(略) 被害 (平成18年5月19日現在) は死者6,434, 不明3, 負傷43,792, 住家全半壊約25万棟, 火災293件など。(略)	阪神・淡路大震災について(確定報)(平成18年5月19日)(総務省消防庁)に基づき修正
年月日	規模	発生地/地震名	主な被害の内容																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																								
◆ 1995年1月17日 (平成7年)	(略)	(略)	(略) 被害 (平成14年12月26日現在) は死者6,433, 不明3, 負傷43,792, 住家全半壊約25万棟, 火災285件など。(略)																																								
年月日	規模	発生地/地震名	主な被害の内容																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																								
◆ 1995年1月17日 (平成7年)	(略)	(略)	(略) 被害 (平成18年5月19日現在) は死者6,434, 不明3, 負傷43,792, 住家全半壊約25万棟, 火災293件など。(略)																																								
86	4 地震防災緊急事業五箇年計画 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)を受け,(略)第3次五箇年計画(平成18~22年度)(追加)を策定し,地震防災上,緊急性の高い施設等の整備を推進してきた。今後は,これまでの計画の進捗状況等を踏まえて京都府知事が新たに策定した第4次京都府地震防災緊急事業五箇年計画(平成23~27年度)に基づき,(略)										4 地震防災緊急事業五箇年計画 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)を受け,(略)第3次五箇年計画(平成18~22年度),第4次五箇年計画(平成23~27年度)を策定し,地震防災上,緊急性の高い施設等の整備を推進してきた。今後は,これまでの計画の進捗状況等を踏まえて京都府知事が新たに策定する第5次京都府地震防災緊急事業五箇年計画(平成28~32年度)に基づき,(略)								時点修正																								
88	3 緑地の保全 (4) 農地等の保全 ※ 生産緑地地区(都市計画局) ○ 平成27年7月1日現在約612ha										3 緑地の保全 (4) 農地等の保全 ※ 生産緑地地区(都市計画局) ○ 平成28年7月1日現在約599.5ha								時点修正																								

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
89	<p>1 住環境の整備</p> <p>(4) 大規模住宅地の整備</p> <p>※ 住宅市街地総合整備事業（都市計画局）</p> <p>○ 都市再生住宅（コミュニティ住宅）125戸 （平成27年7月1日現在管理戸数）</p> <p>※ 住宅地区改良事業（都市計画局）</p> <p>○ 改良住宅等 4,507戸（平成27年7月1日現在管理戸数）</p>	<p>1 住環境の整備</p> <p>(4) 大規模住宅地の整備</p> <p>※ 住宅市街地総合整備事業（都市計画局）</p> <p>○ 都市再生住宅（コミュニティ住宅）125戸 （平成28年7月1日現在管理戸数）</p> <p>※ 住宅地区改良事業（都市計画局）</p> <p>○ 改良住宅等 4,554戸（平成28年7月1日現在管理戸数）</p>	時点修正
90	<p>3 災害に強い市街地への誘導</p> <p>(3) 特定街区</p> <p>※ 防火・準防火地域の指定（都市計画局）</p> <p>○ 平成27年7月1日現在，防火地域は市内幹線道路沿道を中心に約143ha，準防火地域は住宅密集地を中心に約7,234haを指定</p> <p>※ 高度利用地区（都市計画局）</p> <p>○ 平成27年7月1日現在，（略）</p> <p>※ 特定街区（都市計画局）</p> <p>○ 平成27年7月1日現在，（略）</p>	<p>3 災害に強い市街地への誘導</p> <p>(3) 特定街区</p> <p>※ 防火・準防火地域の指定（都市計画局）</p> <p>○ 平成28年7月1日現在，防火地域は市内幹線道路沿道を中心に約169ha，準防火地域は住宅密集地を中心に約7,208haを指定</p> <p>※ 高度利用地区（都市計画局）</p> <p>○ 平成28年7月1日現在，（略）</p> <p>※ 特定街区（都市計画局）</p> <p>○ 平成28年7月1日現在，（略）</p>	時点修正
91	<p>2 まちづくり制度の活用</p> <p>(3) 緑地協定</p> <p>※ 地区計画制度（都市計画局）</p> <p>○ 平成27年7月1日現在で，西京桂坂地区計画をはじめ，周辺部における低層住宅の良好な住環境の形成，誘導を図ることを目的とした地区等62地区の地区計画が決定されている。</p> <p>※ 建築協定（都市計画局）</p> <p>○ 平成27年7月1日現在65地区で建築協定を締結。</p>	<p>2 まちづくり制度の活用</p> <p>(3) 緑地協定</p> <p>※ 地区計画制度（都市計画局）</p> <p>○ 平成28年7月1日現在で，西京桂坂地区計画をはじめ，周辺部における低層住宅の良好な住環境の形成，誘導を図ることを目的とした地区等64地区の地区計画が決定されている。</p> <p>※ 建築協定（都市計画局）</p> <p>○ 平成28年7月1日現在65地区で建築協定を締結。</p>	時点修正
92	<p>3 まちづくりの支援・推進</p> <p>(3) 伝統的建造物群保存地区の防災対策の推進</p> <p>イ 伝統的建造物群保存地区の防災施設整備等 （略）耐震型防火水槽その他の防災活動上必要な設備，経路や場所等を整備し，自動火災報知設備などの設置を推進する。（略）</p>	<p>3 まちづくりの支援・推進</p> <p>(3) 伝統的建造物群保存地区の防災対策の推進</p> <p>イ 伝統的建造物群保存地区の防災施設整備等 （略）耐震型防火水槽その他の防災活動上必要な設備，経路や場所等を整備し，住宅用防災機器などの設置を推進する。（略）</p>	字句修正
94	<p>2-2 一般建築物の災害予防</p> <p>■ 基本方針</p> <p>地震による建築物の倒壊等の被害から（略）平成19年7月に「京都市建築物耐震改修促進計画」を策定し，また，平成23年8月には，「京都市建築物耐震改修促進計画の検証と今後の方向性について」を取りまとめ，これに基づいて市内の住宅・建築物の耐震化を進める。</p>	<p>2-2 一般建築物の災害予防</p> <p>■ 基本方針</p> <p>地震による建築物の倒壊等の被害から（略）平成19年7月に「京都市建築物耐震改修促進計画」を策定し，市内建築物の耐震化に取り組んできた。 平成28年3月に，これまでの取組を継続，発展させ，新たに「京都</p>	「京都市建築物耐震改修促進計画」（平成28年3月策定）に伴う

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>する新たな制度を実施している。</p> <p>ウ 耐震改修の助成 （略）その所有者等に耐震改修に要する費用の一部を助成する <u>新たな制度を実施している。</u></p> <p>(略)</p> <p>(8) 公民一体の耐震ネットワークによる耐震化の促進 （略）協働して耐震化促進の活動を展開する。</p>	<p>する<u>（削除）</u>制度を実施している。</p> <p>イ 耐震改修の助成 （略）その所有者等に耐震改修に要する費用の一部を助成する <u>（削除）</u>制度を実施している。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 公民一体の耐震ネットワークによる耐震化の促進 （略）協働して耐震化促進の活動を展開している。</p>	項繰上げ
99	<p>4 治山対策 (略)</p> <p>(2) <u>土石流危険渓谷対策と砂防事業</u> <u>砂防指定地内における河川又は溪流に関する砂防事業については、国、京都府に対して、促進を強力に要請する。</u> ※ 資料 2 - 1 - 3 - 5 砂防指定地域（河川、溪流）一覧表 (追加)</p>	<p>4 治山対策 (略)</p> <p>5 <u>土石流危険渓谷対策と砂防事業</u> <u>砂防指定地内における河川又は溪流に関する砂防事業については、国、京都府に対して、促進を強力に要請する。</u> ※ 資料 2 - 1 - 3 - 5 砂防指定地域（河川、溪流）一覧表</p> <p>6 <u>土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定等</u> (1) <u>土砂災害警戒区域等の指定</u> ア <u>土砂災害警戒箇所点検マップ</u> <u>市町村による土砂災害に対する警戒避難体制を支援し、地域住民の防災に対する意識を高め、非常時には自主的な避難を促すため、京都府が急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地を調査して土砂災害警戒箇所 1, 2 2 2箇所（土石流危険溪流 5 8 3, 急傾斜地崩壊危険箇所 6 3 7, 地すべり危険箇所 2）を定めて、平成 1 5 年 5 月に公表した。（京都市防災マップに掲載）</u> イ <u>土砂災害警戒区域等の指定</u> <u>土砂災害防止法に基づき、京都府が砂防基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等を順次指定している。</u> <u>土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定要件は、一般第害対策編第 1 章 第 6 節「災害の想定」を参照。</u> ウ <u>指定事務の流れ</u> <u>指定事務の流れは次のとおり。</u> ① <u>土砂災害の発生が予想される箇所について、京都府が現地の砂防基礎調査を実施する。</u></p>	一般災害対策編との記載統一

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																																
		<p>② 京都府が砂防基礎調査の結果を地域の住民に説明する。</p> <p>③ 京都府知事は、区域指定について京都市長の意見を聴取する。</p> <p>④ 京都府知事が、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を指定する。</p> <p>⑤ 京都市は、土砂災害警戒区域における、災害に備えた警戒避難体制を住民と協働して構築する。</p> <p>※ 資料2-1-3-6 土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域、特別警戒区域</p>																																																																																	
100	<p>3-2 災害危険箇所の把握とパトロールの実施</p> <p>3 宅地危険箇所の防災パトロール（平成27年7月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="206 619 1066 981"> <thead> <tr> <th colspan="4">危険宅地の現状 (がけ崩れ、擁壁等の亀裂等)</th> </tr> <tr> <th>行政区</th> <th>擁壁等の亀裂</th> <th>がけ崩れ等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北 区</td><td>0</td><td>8</td><td>8</td></tr> <tr><td>左京区</td><td>0</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr><td>東山区</td><td>1</td><td>7</td><td>8</td></tr> <tr><td>山科区</td><td>0</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>右京区</td><td>6</td><td>4</td><td>10</td></tr> <tr><td>西京区</td><td>0</td><td>8</td><td>8</td></tr> <tr><td>伏見区</td><td>2</td><td>4</td><td>6</td></tr> <tr><td>計</td><td>9</td><td>42</td><td>51</td></tr> </tbody> </table>	危険宅地の現状 (がけ崩れ、擁壁等の亀裂等)				行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ等	計	北 区	0	8	8	左京区	0	6	6	東山区	1	7	8	山科区	0	5	5	右京区	6	4	10	西京区	0	8	8	伏見区	2	4	6	計	9	42	51	<p>3-2 災害危険箇所の把握とパトロールの実施</p> <p>3 宅地危険箇所の防災パトロール（平成28年7月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1097 619 1957 981"> <thead> <tr> <th colspan="4">危険宅地の現状 (がけ崩れ、擁壁等の亀裂等)</th> </tr> <tr> <th>行政区</th> <th>擁壁等の亀裂</th> <th>がけ崩れ等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北 区</td><td>0</td><td>7</td><td>7</td></tr> <tr><td>左京区</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>東山区</td><td>1</td><td>7</td><td>8</td></tr> <tr><td>山科区</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>右京区</td><td>4</td><td>4</td><td>8</td></tr> <tr><td>西京区</td><td>1</td><td>8</td><td>9</td></tr> <tr><td>伏見区</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td></tr> <tr><td>計</td><td>8</td><td>33</td><td>41</td></tr> </tbody> </table>	危険宅地の現状 (がけ崩れ、擁壁等の亀裂等)				行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ等	計	北 区	0	7	7	左京区	0	3	3	東山区	1	7	8	山科区	0	3	3	右京区	4	4	8	西京区	1	8	9	伏見区	2	1	3	計	8	33	41	時点修正
危険宅地の現状 (がけ崩れ、擁壁等の亀裂等)																																																																																			
行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ等	計																																																																																
北 区	0	8	8																																																																																
左京区	0	6	6																																																																																
東山区	1	7	8																																																																																
山科区	0	5	5																																																																																
右京区	6	4	10																																																																																
西京区	0	8	8																																																																																
伏見区	2	4	6																																																																																
計	9	42	51																																																																																
危険宅地の現状 (がけ崩れ、擁壁等の亀裂等)																																																																																			
行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ等	計																																																																																
北 区	0	7	7																																																																																
左京区	0	3	3																																																																																
東山区	1	7	8																																																																																
山科区	0	3	3																																																																																
右京区	4	4	8																																																																																
西京区	1	8	9																																																																																
伏見区	2	1	3																																																																																
計	8	33	41																																																																																
101	<p>4 宅地の安全性の確保</p> <p>(7) 被災宅地危険度判定制度の整備・運営 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>4 宅地の安全性の確保</p> <p>(7) 被災宅地危険度判定制度の整備・運営 (略)</p> <p>(8) <u>土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業</u> <u>土砂災害特別警戒区域内で建築物を新築する場合は、建築基準法に基づき、土砂災害に耐えうる構造とすることが義務付けられている。しかし、土砂災害特別警戒区域に指定される以前から存在する既存建築物については、この基準の適用を受けないことから、土砂災害に対する建築物の安全対策工事を建築物の所有者等が自ら行う場合に、その費用の一部を補助する制度を設け、既存建築物の安全対策を図る。</u></p>	土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業創設に伴い規定																																																																																

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
		※ 資料 2 - 1 - 3 - 8 土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業の概要	
102	1 道路の整備 震災時に道路機能を確保するため、 <u>道路隣接法面の危険箇所等を調査し、崩土、落石等の危険箇所については、法面保護等の防災工事を計画的に推進するとともに、地形や地質、危険度を評価した道路防災カルテの見直しを進める。</u>	1 道路の整備 震災時に道路機能を確保するため、 <u>道路に面した斜面の危険箇所等を調査し、地形や地質、危険度を記載した防災カルテに基づき、斜面の変状を継続的に観察し、崩土、落石等の危険がある箇所については、法面保護等の防災工事を計画的に推進していく。</u>	字句修正
102	3 横断歩道橋の整備 震災時に歩道橋が破損、落下等により交通障害物となることを防止するため、歩道橋の <u>耐震調査</u> を実施し、 <u>補修等の防災工事が必要なものについては、京都市第3次地震被害想定における地震動予測を反映した措置を講じる。</u>	3 横断歩道橋の整備 震災時に歩道橋が破損、落下等により交通障害物となることを防止するため、歩道橋の <u>定期点検</u> を実施し、 <u>(削除) 工事が必要なものについては (削除) 措置を講じる。</u>	字句修正
103	4 トンネルの整備 地震発生時におけるトンネルの交通機能を確保するため、トンネルの <u>安全点検調査</u> を実施し、危険箇所を把握して、 <u>防災補修工事</u> が必要な箇所については、その対策工事を行う。 <u>(追加)</u>	4 トンネルの整備 地震発生時におけるトンネルの交通機能を確保するため、トンネルの <u>定期点検</u> を実施し、危険箇所を把握して、 <u>修繕工事</u> が必要な箇所については、その対策工事を行う。 <u>また、非常用設備等を備えるトンネルについては、毎年保守点検を実施し、適切な更新等を行う。</u>	字句修正
103	5 道路情報提供装置の整備 異常気象時や災害時の道路情報を通行者に知らせるための電光式道路情報提供装置を整備する。 (略) ※ 道路・橋りょう等整備事業（建設局） ○ 災害防除事業（平成 27 年度：一般国道 367 号ほか 10 路線） (略)	5 道路情報提供装置の整備 異常気象時や災害時の道路情報を通行者に知らせるための電光式道路情報提供装置の整備及び定期点検を実施する。 (略) ※ 道路・橋りょう等整備事業（建設局） ○ 災害防除事業（平成 27 年度：一般国道 162 号ほか 6 路線） (略)	字句修正
108	1 総合防災訓練 震災による被害の発生は京都市域にとどまらないことから、京都府内において大規模な地震が発生した場合を想定し、京都府、 <u>京都府警察</u> 等と連携し、(略)	1 総合防災訓練 震災による被害の発生は京都市域にとどまらないことから、京都府内において大規模な地震が発生した場合を想定し、京都府、 <u>京都府警察</u> 等と連携し、(略)	用語の統一
111	1 自主防災組織の育成指導 (1) 自主防災組織の育成	1 自主防災組織の育成指導 (1) 自主防災組織の育成	字句修正

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	イ（略）広報用資料等の作成，防災 <u>座談会</u> ，防災訓練等の防災行事の開催などを（略）	イ（略）広報用資料等の作成，防災 <u>研修</u> ，防災訓練等の防災行事の開催などを（略）	
112	<p>1 市民防災センターにおける防災啓発の推進</p> <p>(2) 市民防災体験の推進 （略）市民防災センターを積極的に活用する。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>※ 資料2-2-2-3 市民防災センターの現況（施設一覧）</p> <p>(3) 応急手当普及啓発の推進 市民防災センターは，市民等の自主救護能力の向上を図るため，応急手当の講習会を行う。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>※ <u>市民防災体験の推進（市民防災センター）</u> ○ <u>一般団体のプログラム</u> <u>（略）防災知識の習得や災害発生時の備えを体験学習（追加）</u> ○ <u>幼児・小学生のプログラム</u> <u>（略）要領などについて体験学習（追加）</u> ○ <u>事業所研修のプログラム</u> <u>（略）防災知識の習得を体験学習（追加）</u> ※ <u>応急手当</u> <u>（略）</u></p>	<p>1 市民防災センターにおける防災啓発の推進</p> <p>(2) 市民防災体験の推進 （略）市民防災センターを積極的に活用する。</p> <p>※ <u>市民防災体験の推進（市民防災センター）</u> ○ <u>一般団体のプログラム</u> <u>（略）防災知識の習得や災害発生時の備えを体験学習する</u> ○ <u>幼児・小学生のプログラム</u> <u>（略）要領などについて体験学習する</u> ○ <u>事業所研修のプログラム</u> <u>（略）防災知識の習得を体験学習する</u> ※ 資料2-2-2-3 市民防災センターの現況（施設一覧）</p> <p>(3) 応急手当普及啓発の推進 市民防災センターは，市民等の自主救護能力の向上を図るため，応急手当の講習会を行う。</p> <p>※ <u>応急手当</u> <u>（略）</u></p>	<p>字句修正 表記修正 （箱書き内の文を分割）</p>
115	<p>2 各施設の防災機能の整備・検討</p> <p>(1) 学校をはじめとした公共施設の防災機能の強化（総合企画局，教育委員会 <u>（追加）</u>） <u>（追加）</u>学校をはじめとした公共施設の防災機能の平常時・災害時における総合的，計画的活用方策について検討を進める。 （略）</p>	<p>2 各施設の防災機能の整備・検討</p> <p>(1) 学校をはじめとした公共施設の防災機能の強化（<u>行財政局資産活用推進室</u>，教育委員会事務局各課） <u>行財政局資産活用推進室</u>，<u>教育委員会事務局各課</u>は，学校をはじめとした公共施設の防災機能の平常時・災害時における総合的，計画的活用方策について検討を進める。（略）</p>	<p>事務の移管に伴う修正 表記の統一</p>

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
121	<p>2 情報通信</p>	<p>2 情報通信</p>	<p>指令システムの更新に伴う修正</p>
121	<p>3 災害情報画像伝送システムの活用 震災時等における火災の発生や建物倒壊等の被害状況を，市内5箇所に整備した高所カメラやヘリテレビ等（略） （災害情報画像伝送システム系統図）</p> <p>（略） 比叡山他4箇所</p>	<p>3 災害情報画像伝送システムの活用 震災時等における火災の発生や建物倒壊等の被害状況を，市内6箇所に整備した高所カメラやヘリテレビ等（略） （災害情報画像伝送システム系統図）</p> <p>（略） 比叡山ほか5箇所</p>	<p>字句修正</p>
122	<p>1 有線電話・無線設備の整備 (3) 無線設備利用体制の整備 イ 現在配備されている京都市所属の各無線通信設備（消防無線，水道無線）を活用し，（略）</p>	<p>1 有線電話・無線設備の整備 (3) 無線設備利用体制の整備 イ 現在配備されている京都市所属の各無線通信設備（消防救急無線，水道無線）を活用し，（略）</p>	<p>デジタル無線整備に伴うシステム名称変更</p>
124	<p>1 防災情報システムの活用 (2) <u>デジタル移動系防災無線システム</u>の活用 避難所の避難住民に対し，<u>デジタル移動系防災無線システム</u>を活用して，避難生活等に必要な情報の提供，収集等を行う。</p>	<p>1 防災情報システムの活用 (2) <u>デジタル移動系防災無線システム又は衛星携帯電話</u>の活用 避難所の避難住民に対し，<u>デジタル移動系防災無線システム又は衛星携帯電話</u>を活用して，避難生活等に必要な情報の提供，収集等を行う。</p>	<p>字句修正</p>
125	<p>2 市民への情報提供体制の整備 (2) 緊急速報メールの運営（行財政局（追加）） （略）NTTドコモの「エリアメール」を平成23年8月から導入し，<u>KDDIとソフトバンクモバイル（追加）</u>による同様の緊急速報メールも平成24年2月から導入している。</p>	<p>2 市民への情報提供体制の整備 (2) 緊急速報メールの運営（行財政局防災危機管理室） （略）NTTドコモの「エリアメール」を平成23年8月から導入し，<u>KDDIとソフトバンクモバイル（当時）</u>による同様の緊急速報メールも平成24年2月から導入している。</p>	<p>社名変更 （ソフトバンク株式会社）による</p>

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
126	<p>2 市民への情報提供体制の整備 (6) ソーシャルメディアサービス等インターネット情報サービス（行財政局 <u>（追加）</u>） （略） ⇒ 第3章 3.3 被害情報を報告する <u>（追加）</u></p>	<p>2 市民への情報提供体制の整備 (6) ソーシャルメディアサービス等インターネット情報サービス（行財政局 <u>防災危機管理室</u>） （略） ⇒ 第3章 3.3 被害情報を報告する <u>（7）Lアラート（災害情報共有システム）の活用（行財政局防災危機管理室）</u> <u>Lアラート（災害情報共有システム）を活用し、地上デジタル放送のデータ放送に避難情報等を提供することで、避難に関する情報を市民に迅速かつ的確に提供する。</u></p>	<p>防災基本計画を踏まえた修正</p>
126	<p>4 広聴体制の整備 (3) 総合的窓口情報の提供体制の整備（<u>（追加）総合企画局（追加）</u>） <u>（追加）</u>災害発生後に京都市の各局，区等が開設する臨時相談所や専門相談所の設置や情報の収集体制等を整備するとともに，<u>（追加）</u>国や京都府等関係機関が設置することが予想される各種の相談窓口についても情報を収集し，被災者に提供するための体制を整備する。（略）</p>	<p>4 広聴体制の整備 (3) 総合的窓口情報の提供体制の整備（<u>行財政局防災危機管理室，総合企画局市長公室（広報担当）</u>） <u>行財政局防災危機管理室は，災害発生後に京都市の各局，区等が開設する臨時相談所や専門相談所の設置や情報の収集体制等を整備する。総合企画局市長公室（広報担当）は，国や京都府等関係機関が設置することが予想される各種の相談窓口について（削除）</u>情報を収集し，被災者に提供するための体制を整備する。（略）</p>	<p>広聴における役割分担を明確化</p>
127	<p>■ 基本方針 京都市第3次地震被害想定結果によると，京都市域における人的・物的被害量は甚大なものとなることが予測されており，京都市のみの対応では困難な状況が想定されるため，「関西広域応援・受援実施要綱」や「21大都市災害時相互応援に関する協定」に基づく相互応援体制の強化のほか，（略）</p>	<p>■ 基本方針 京都市第3次地震被害想定結果によると，京都市域における人的・物的被害量は甚大なものとなることが予測されており，京都市のみの対応では困難な状況が想定されるため，「関西広域応援・受援実施要綱」，<u>「指定都市市長会行動計画」</u>，「21大都市災害時相互応援に関する協定」に基づく相互応援体制の強化のほか，（略）</p>	<p>「指定都市市長会行動計画」による応援を追記</p>
129	<p>2 広域避難場所（指定緊急避難場所） （略） ※ 資料2-3-6-2 避難地区割り計画表 ※ 広域避難場所の指定（行財政局） 69箇所（平成27年10月1日現在）</p>	<p>2 広域避難場所（指定緊急避難場所） （略） ※ 資料2-3-6-2 避難地区割り計画表 ※ 広域避難場所の指定（行財政局） 69箇所（平成28年7月1日現在）</p>	<p>時点修正</p>
130	<p>3 避難救助拠点（指定緊急避難場所） （略） ※ 資料2-3-6-2 避難地区割り計画表 ※ 避難救助拠点の指定（行財政局） 23箇所（平成27年10月1日現在）</p>	<p>3 避難救助拠点（指定緊急避難場所） （略） ※ 資料2-3-6-2 避難地区割り計画表 ※ 避難救助拠点の指定（行財政局） 23箇所（平成28年7月1日現在）</p>	<p>時点修正</p>

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>(6) <u>福祉避難所運営ガイドラインの策定（保健福祉局（追加））</u> <u>平常時からの準備とともに、発災時において、避難者に対し適切に対応し、介護予防に努め、避難者の生きる意欲を失わせない避難所運営に取り組むため、平成 25 年 3 月に策定した。</u></p> <p>(7) <u>福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドラインの策定（保健福祉局（追加）、行財政局（追加）、区役所）</u> <u>福祉避難所への移送対象者の選定方法や具体的な受入調整などについて検討し、災害時における要配慮者の避難支援対策の実効性を高めるため、平成 27 年 2 月に策定した。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(5) <u>福祉避難所運営ガイドラインに基づく運営体制の整備（保健福祉局保健福祉総務課）</u> <u>発災時において、避難者に対し適切に対応し、介護予防に努め、避難者の生きる意欲を失わせない避難所運営を目的として策定した「福祉避難所運営ガイドライン（平成 25 年 3 月策定）」に基づき、福祉避難所の運営体制の整備を推進する。</u></p> <p>(6) <u>福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドラインに基づく運営体制の整備（保健福祉局保健福祉総務課、行財政局防災危機管理室、区役所）</u> <u>福祉避難所への移送対象者の選定方法や具体的な受入調整などについて定めた「福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドライン（平成 27 年 2 月策定）」に基づき、福祉避難所の運営体制の整備を推進する。</u></p> <p>(7) <u>妊産婦等福祉避難所運営ガイドラインに基づく運営体制の整備（保健福祉局保健医療課）</u> <u>発災時において配慮が必要な妊産婦等の円滑な避難支援のため策定した「妊産婦等福祉避難所運営ガイドライン（平成 27 年 3 月策定）」に基づき、福祉避難所の運営体制の整備を推進する。</u></p> <p>(8) <u>妊産婦等福祉避難所入所対象者の選定方法及び受入れ調整等に関するガイドラインに基づく運営体制の整備（保健福祉局保健医療課）</u> <u>妊産婦等福祉避難所への移送対象者の選定方法や具体的な受入れ調整などについて定めた「妊産婦等福祉避難所入所対象者の選定方法及び受入れ調整等に関するガイドライン（平成 27 年 12 月策定）」に基づき、福祉避難所の運営体制の整備を推進する。</u></p> <p>(9) <u>避難所におけるペット受入体制の整備（保健福祉局保健福祉総務課、区役所、運営協議会）</u> <u>災害時において、飼い主とはぐれたペットが放置されることや、ペットの存在が避難者の心の拠り所となる場合があることなどから、飼い主自らが責任を持ってペットを管理するという前提の下、避難所の管理者と相談し、避難所におけるペットの受入体制の整備を推進していく。</u></p>	<p>字句修正 番号繰上げ</p> <p>妊産婦等福祉避難所運営ガイドラインに伴い規定</p> <p>妊産婦等福祉避難所入所対象者の選定方法及び受入れ調整等に関するガイドライン策定に伴い規定</p> <p>避難所におけるペット受入体制の整備に伴い規定</p>

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																						
137	<p>3 広報活動 (略)</p> <p>(防火運動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>期 間</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>春の火災予防運動</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>山林防火運動</td> <td>4月20日～4月26日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>危険物安全週間</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>年末防火運動</td> <td>12月15日～12月31日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	期 間	備 考	(略)	(略)	(略)	春の火災予防運動	(略)	(略)	山林防火運動	4月20日～4月26日		危険物安全週間	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	年末防火運動	12月15日～12月31日		(略)	(略)		<p>3 広報活動 (略)</p> <p>(防火運動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>期 間</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>春の火災予防運動</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>危険物安全週間</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>年末防火運動</td> <td>12月20日～12月31日</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	期 間	備 考	(略)	(略)	(略)	春の火災予防運動	(略)	(略)	(削除)	(削除)		危険物安全週間	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	年末防火運動	12月20日～12月31日	(略)	(略)	(略)		火災予防運動の見直しに伴う修正
名 称	期 間	備 考																																																							
(略)	(略)	(略)																																																							
春の火災予防運動	(略)	(略)																																																							
山林防火運動	4月20日～4月26日																																																								
危険物安全週間	(略)																																																								
(略)	(略)																																																								
(略)	(略)	(略)																																																							
年末防火運動	12月15日～12月31日																																																								
(略)	(略)																																																								
名 称	期 間	備 考																																																							
(略)	(略)	(略)																																																							
春の火災予防運動	(略)	(略)																																																							
(削除)	(削除)																																																								
危険物安全週間	(略)																																																								
(略)	(略)																																																								
(略)	(略)	(略)																																																							
年末防火運動	12月20日～12月31日	(略)																																																							
(略)	(略)																																																								
138	<p>1 消防指令システム等の活用</p> <p>(1) 震災警防態勢の整備</p> <p>イ <u>大規模災害対策支援システム</u>により，市内全体の被害を即時に予測する。(略)</p>	<p>1 消防指令システム等の活用</p> <p>(1) 震災警防態勢の整備</p> <p>イ <u>意思決定支援システム</u>により，市内全体の被害を即時に予測する。(略)</p>	字句修正																																																						
139	<p>3 震災活動力の強化</p> <p>(3) 救急体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>※ 救急高度化事業（消防局） <u>(平成27年7月1日現在)</u></p> <p>○ 救急救命士の配置 <u>289名</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 消防水利の確保</p> <p>ウ 消防水利の整備</p> <p>震災時の同時多発火災や大規模火災に備え，また，これらの火災から避難住民を守るため，<u>震災水利整備計画</u>に基づき，(略)</p> <p>(消防水利の状況) <u>(平成27年7月1日現在)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水利種別</th> <th>消火栓</th> <th>防火水槽</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>プール</th> <th>濠・河川溝川</th> <th>(略)</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>23,842</td> <td>2,743</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>308</td> <td>1,392</td> <td>(略)</td> <td>28,518</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>※ 耐震型防火水槽等の整備（消防局）</p> <p>震災消防水利整備計画に基づき整備 <u>(平成27年7月1日現在)</u></p> <p>○ 耐震型防火水槽（100㎡）：<u>71基</u></p> <p>(略)</p>	水利種別	消火栓	防火水槽	(略)	(略)	プール	濠・河川溝川	(略)	計	箇所数	23,842	2,743	(略)	(略)	308	1,392	(略)	28,518	<p>3 震災活動力の強化</p> <p>(3) 救急体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>※ 救急高度化事業（消防局） <u>(平成28年7月1日現在)</u></p> <p>○ 救急救命士の配置 <u>304名</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 消防水利の確保</p> <p>ウ 消防水利の整備</p> <p>震災時の同時多発火災や大規模火災に備え，また，これらの火災から避難住民を守るため，<u>震災消防水利整備計画</u>に基づき，(略)</p> <p>(消防水利の状況) <u>(平成28年7月1日現在)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水利種別</th> <th>消火栓</th> <th>防火水槽</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>プール</th> <th>濠・河川溝川</th> <th>(略)</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>23,911</td> <td>2,744</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>307</td> <td>1,390</td> <td>(略)</td> <td>28,585</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>※ 耐震型防火水槽等の整備（消防局）</p> <p>震災消防水利整備計画に基づき整備 <u>(平成28年7月1日現在)</u></p> <p>○ 耐震型防火水槽（100㎡）：<u>73基</u></p> <p>(略)</p>	水利種別	消火栓	防火水槽	(略)	(略)	プール	濠・河川溝川	(略)	計	箇所数	23,911	2,744	(略)	(略)	307	1,390	(略)	28,585	時点修正																		
水利種別	消火栓	防火水槽	(略)	(略)	プール	濠・河川溝川	(略)	計																																																	
箇所数	23,842	2,743	(略)	(略)	308	1,392	(略)	28,518																																																	
水利種別	消火栓	防火水槽	(略)	(略)	プール	濠・河川溝川	(略)	計																																																	
箇所数	23,911	2,744	(略)	(略)	307	1,390	(略)	28,585																																																	

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
142	<p>3 広域応援体制の整備</p> <p>(1) 医療関係機関との連携（保健福祉局（追加）、消防局（追加） 保健福祉局（追加）、消防局（追加）は、（略）</p> <p>（追加）</p> <p>ア 京都府医師会との連携 （略）</p> <p>イ 京都府医師会の医療救護体制の整備 （略）</p> <p>(3) 相互応援・受入体制の整備（保健福祉局（追加）） 「21大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき、（略）</p>	<p>3 広域応援体制の整備</p> <p>(1) 医療関係機関との連携（保健福祉局医務衛生課、消防局救急課） 保健福祉局医務衛生課、消防局救急課は、（略）</p> <p>ア 京都府歯科医師会との連携 京都市と京都府歯科医師会で締結した「歯科医療に係る災害医療救護活動に関する協定」に基づき、災害医療救護活動に関する協力体制の強化を図る。</p> <p>イ 京都府医師会との連携 （略）</p> <p>ウ 京都府医師会の医療救護体制の整備 （略）</p> <p>(3) 相互応援・受入体制の整備（保健福祉局医務衛生課） 「21大都市災害時相互応援に関する確認書」に基づき、（略）</p>	<p>現在の業務体制に即した修正</p> <p>項目繰上げ</p>
145	<p>2 交通情報収集体制の整備</p> <p>(1) 道路防災情報ネットワークへの対応（建設局（追加）） 道路情報収集は、道路管理者相互、警察、消防署その他の（略）</p>	<p>2 交通情報収集体制の整備</p> <p>(1) 道路防災情報ネットワークへの対応（建設局（建設総務課、各土木事務所）） 道路情報収集は、道路管理者相互、警察署、消防署その他の（略）</p>	字句修正
147	<p>3 緊急輸送ルートの確保体制の整備</p> <p>(1) 緊急輸送ルートの早期確保体制（建設局（追加）） 建設局（追加）は、地震発生後早急に緊急輸送ルートを確認するため、他の道路管理者、京都府警等と連携し、（略）</p> <p>(2) 道路防災情報ネットワークへの対応（建設局（追加）） 道路情報収集は、道路管理者相互、警察、消防署その他の（略）</p>	<p>3 緊急輸送ルートの確保体制の整備</p> <p>(1) 緊急輸送ルートの早期確保体制（建設局（建設総務課、各土木事務所）） 建設局（建設総務課、各土木事務所）は、地震発生後早急に緊急輸送ルートを確認するため、他の道路管理者、京都府警察等と連携し、（略）</p> <p>(2) 道路防災情報ネットワークへの対応（建設局（建設総務課、各土木事務所）） 道路情報収集は、道路管理者相互、警察署、消防署その他の（略）</p>	<p>用語の統一</p> <p>字句修正</p>
149	<p>2 公的備蓄の充実 （略）</p> <p>(1) 食料・飲料水の備蓄（行財政局（追加）、上下水道局（追加）） （略）</p> <p>なお、上下水道局では、災害用備蓄飲料水「京の水道 疏水物語」</p>	<p>2 公的備蓄の充実 （略）</p> <p>(1) 食料・飲料水の備蓄（行財政局防災危機管理室、上下水道局総務課） （略）</p>	字句修正

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																												
	を製作、頒布している。	なお、上下水道局では、災害用備蓄飲料水「京の水道 疏水物語」を製造、頒布している。																																																																													
150	<p>2 公的備蓄の充実 (2) 備蓄倉庫の整備 (略)</p> <p>(追加)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 備蓄物資（食料・水）の整備（行財政局）（平成 27 年 7 月 1 日現在）</p> <table border="0"> <tr> <td>○ アルファ化米</td> <td>383,800 食</td> <td>○ お粥</td> <td>28,150 食</td> </tr> <tr> <td>○ 補助食料</td> <td>55,000 食</td> <td>○ 粉ミルク</td> <td>3,129 缶</td> </tr> <tr> <td>○ 飲料水</td> <td>297,000 本</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 拠点備蓄倉庫の整備（行財政局）</p> <table border="0"> <tr> <td>○ 北区総合庁舎</td> <td>○ 東北部クリーンセンター</td> </tr> <tr> <td>○ 上京消防署</td> <td>○ 左京区総合庁舎</td> </tr> <tr> <td>○ 岩倉東公園</td> <td>○ 消防局本部庁舎</td> </tr> <tr> <td>○ 京都御池創生館</td> <td>○ 東山区総合庁舎</td> </tr> <tr> <td>○ 山科区総合庁舎</td> <td>○ ひと・まち交流館京都</td> </tr> <tr> <td>○ 京都市市民防災センター</td> <td>○ 旧京都市創業支援工場</td> </tr> <tr> <td>○ 右京区総合庁舎</td> <td>○ 京北合同庁舎</td> </tr> <tr> <td>○ 京都アクアリーナ</td> <td>○ 西京区総合庁舎</td> </tr> <tr> <td>○ 洛西総合庁舎</td> <td>○ 伏見区総合庁舎</td> </tr> <tr> <td>○ 深草総合庁舎</td> <td>○ 醍醐総合庁舎</td> </tr> <tr> <td>○ 神川出張所</td> <td>○ 災害物資搬送センター</td> </tr> <tr> <td>○ 物品センター</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 学校備蓄倉庫の拡充（教育委員会，行財政局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の余裕教室等を活用 <p>平成 27 年 7 月 1 日現在 70 校設置</p> </div>	○ アルファ化米	383,800 食	○ お粥	28,150 食	○ 補助食料	55,000 食	○ 粉ミルク	3,129 缶	○ 飲料水	297,000 本			○ 北区総合庁舎	○ 東北部クリーンセンター	○ 上京消防署	○ 左京区総合庁舎	○ 岩倉東公園	○ 消防局本部庁舎	○ 京都御池創生館	○ 東山区総合庁舎	○ 山科区総合庁舎	○ ひと・まち交流館京都	○ 京都市市民防災センター	○ 旧京都市創業支援工場	○ 右京区総合庁舎	○ 京北合同庁舎	○ 京都アクアリーナ	○ 西京区総合庁舎	○ 洛西総合庁舎	○ 伏見区総合庁舎	○ 深草総合庁舎	○ 醍醐総合庁舎	○ 神川出張所	○ 災害物資搬送センター	○ 物品センター		<p>2 公的備蓄の充実 (2) 備蓄倉庫の整備 (略)</p> <p>(3) <u>福祉避難所における応急備蓄（保健福祉局保健福祉総務課）</u> <u>福祉避難所は施設の状況確認や移送対象者の選定，受入調整等に一定期間を要すること等から発災後 3 日目以降に開設することを基本としているため，原則として公的備蓄の配備対象とならない。しかしながら，通所施設等においては利用者である要配慮者がいる時間帯に発災し，安全確保等のため，当面，要配慮者が留まる状況も考えられる。このため，事前指定施設（通所施設等）に限って，公的備蓄の配備対象に位置付け，計画的に備蓄を推進していく。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 備蓄物資（食料・水）の整備（行財政局）（平成 28 年 7 月 1 日現在）</p> <table border="0"> <tr> <td>○ アルファ化米</td> <td>423,550 食</td> <td>○ お粥</td> <td>56,050 食</td> </tr> <tr> <td>○ 補助食料</td> <td>111,000 食</td> <td>○ 粉ミルク</td> <td>2,702 缶</td> </tr> <tr> <td>○ 飲料水</td> <td>408,744 本</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 拠点備蓄倉庫の整備（行財政局）</p> <table border="0"> <tr> <td>○ 北区総合庁舎</td> <td>○ 南区総合庁舎</td> </tr> <tr> <td>○ 上京区総合庁舎</td> <td>○ 京都市市民防災センター</td> </tr> <tr> <td>○ 上京消防署</td> <td>○ 旧京都市創業支援工場</td> </tr> <tr> <td>○ 左京区総合庁舎</td> <td>○ 右京区総合庁舎</td> </tr> <tr> <td>○ 岩倉東公園</td> <td>○ 京北合同庁舎</td> </tr> <tr> <td>○ 東北部クリーンセンター</td> <td>○ 京都アクアリーナ</td> </tr> <tr> <td>○ 国立京都国際会館</td> <td>○ 西京区総合庁舎</td> </tr> <tr> <td>○ 中京区総合庁舎</td> <td>○ 洛西総合庁舎</td> </tr> <tr> <td>○ 消防局本部庁舎</td> <td>○ 伏見区総合庁舎</td> </tr> <tr> <td>○ 京都御池創生館</td> <td>○ 深草総合庁舎</td> </tr> <tr> <td>○ 東山区総合庁舎</td> <td>○ 醍醐総合庁舎</td> </tr> <tr> <td>○ 山科区総合庁舎</td> <td>○ 神川出張所</td> </tr> <tr> <td>○ 下京区総合庁舎</td> <td>○ 災害物資搬送センター</td> </tr> <tr> <td>○ ひと・まち交流館京都</td> <td>○ 物品センター</td> </tr> </table> <p>※ 学校備蓄倉庫の拡充（教育委員会，行財政局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の余裕教室等を活用 <p>平成 28 年 7 月 1 日現在 96 校設置</p> </div>	○ アルファ化米	423,550 食	○ お粥	56,050 食	○ 補助食料	111,000 食	○ 粉ミルク	2,702 缶	○ 飲料水	408,744 本			○ 北区総合庁舎	○ 南区総合庁舎	○ 上京区総合庁舎	○ 京都市市民防災センター	○ 上京消防署	○ 旧京都市創業支援工場	○ 左京区総合庁舎	○ 右京区総合庁舎	○ 岩倉東公園	○ 京北合同庁舎	○ 東北部クリーンセンター	○ 京都アクアリーナ	○ 国立京都国際会館	○ 西京区総合庁舎	○ 中京区総合庁舎	○ 洛西総合庁舎	○ 消防局本部庁舎	○ 伏見区総合庁舎	○ 京都御池創生館	○ 深草総合庁舎	○ 東山区総合庁舎	○ 醍醐総合庁舎	○ 山科区総合庁舎	○ 神川出張所	○ 下京区総合庁舎	○ 災害物資搬送センター	○ ひと・まち交流館京都	○ 物品センター	<p>京都市福祉避難所備蓄計画策定（平成 28 年 2 月）に伴う修正</p> <p>時点修正及び表の表記順整理</p>
○ アルファ化米	383,800 食	○ お粥	28,150 食																																																																												
○ 補助食料	55,000 食	○ 粉ミルク	3,129 缶																																																																												
○ 飲料水	297,000 本																																																																														
○ 北区総合庁舎	○ 東北部クリーンセンター																																																																														
○ 上京消防署	○ 左京区総合庁舎																																																																														
○ 岩倉東公園	○ 消防局本部庁舎																																																																														
○ 京都御池創生館	○ 東山区総合庁舎																																																																														
○ 山科区総合庁舎	○ ひと・まち交流館京都																																																																														
○ 京都市市民防災センター	○ 旧京都市創業支援工場																																																																														
○ 右京区総合庁舎	○ 京北合同庁舎																																																																														
○ 京都アクアリーナ	○ 西京区総合庁舎																																																																														
○ 洛西総合庁舎	○ 伏見区総合庁舎																																																																														
○ 深草総合庁舎	○ 醍醐総合庁舎																																																																														
○ 神川出張所	○ 災害物資搬送センター																																																																														
○ 物品センター																																																																															
○ アルファ化米	423,550 食	○ お粥	56,050 食																																																																												
○ 補助食料	111,000 食	○ 粉ミルク	2,702 缶																																																																												
○ 飲料水	408,744 本																																																																														
○ 北区総合庁舎	○ 南区総合庁舎																																																																														
○ 上京区総合庁舎	○ 京都市市民防災センター																																																																														
○ 上京消防署	○ 旧京都市創業支援工場																																																																														
○ 左京区総合庁舎	○ 右京区総合庁舎																																																																														
○ 岩倉東公園	○ 京北合同庁舎																																																																														
○ 東北部クリーンセンター	○ 京都アクアリーナ																																																																														
○ 国立京都国際会館	○ 西京区総合庁舎																																																																														
○ 中京区総合庁舎	○ 洛西総合庁舎																																																																														
○ 消防局本部庁舎	○ 伏見区総合庁舎																																																																														
○ 京都御池創生館	○ 深草総合庁舎																																																																														
○ 東山区総合庁舎	○ 醍醐総合庁舎																																																																														
○ 山科区総合庁舎	○ 神川出張所																																																																														
○ 下京区総合庁舎	○ 災害物資搬送センター																																																																														
○ ひと・まち交流館京都	○ 物品センター																																																																														

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
154	<p>2 公的備蓄の充実 (略)</p> <p>※ 備蓄物資（生活必需品等）の整備（行財政局）（平成27年7月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毛布（真空パック） 66,938 枚 ○ アルミシート 65,000 枚 ○ 使い捨て哺乳瓶 23,000 本 ○ 紙おむつ（大） 12,000 枚 ○ 紙おむつ（小） 39,728 枚 ○ 生理用品 67,000 枚 ○ トイレットペーパー 14,025 巻 ○ 仮設トイレ（貯留式） 424 基 ○ 仮設トイレ（マンホール利用型） 990 基 ○ 簡易トイレ 2,336 個 ○ 凝固剤 94,940 回 <p>(2) 備蓄倉庫の整備（行財政局（追加）） (略) (追加)</p>	<p>2 公的備蓄の充実 (略)</p> <p>※ 備蓄物資（生活必需品等）の整備（行財政局）（平成28年7月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毛布（真空パック） 72,014 枚 ○ アルミシート 174,500 枚 ○ 使い捨て哺乳瓶 23,000 本 ○ 紙おむつ（大） 24,000 枚 ○ 紙おむつ（小） 50,128 枚 ○ 生理用品 134,000 枚 ○ トイレットペーパー 18,025 巻 ○ 仮設トイレ（貯留式） 431 基 ○ 仮設トイレ（マンホール利用型） 1,000 基 ○ 簡易トイレ 2,336 個 ○ 凝固剤 172,640 回 <p>(2) 備蓄倉庫の整備（行財政局防災危機管理室） (略)</p> <p>(3) 福祉避難所における応急備蓄（保健福祉局保健福祉総務課） ⇒ 第3部 12 食料の確保体制の整備</p>	<p>時点修正</p> <p>京都市福祉避難所備蓄計画策定（平成28年2月）に伴う修正</p>
157	<p>3 応急給水実施体制の整備 (4) 水質管理体制の整備（上下水道局（追加）） (略)</p> <p>※ 応急貯水槽の整備（上下水道局） ○ 上下水道局資器材・防災センター，東山営業所，山科営業所，南部営業所，南部給水工事課 (略)</p> <p>※ 飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備 1 基（<u>ぱるるプラザ</u>） (略)</p>	<p>3 応急給水実施体制の整備 (4) 水質管理体制の整備（上下水道局技術監理室水質管理センター） (略)</p> <p>※ 応急貯水槽の整備（上下水道局） ○ 上下水道局資器材・防災センター，元東山営業所，東部営業所，南部営業所，南部給水工事課 (略)</p> <p>※ 飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備 1 基（<u>メルパルク京都</u>） (略)</p>	<p>時点修正 字句修正</p>
157	<p>3 応急給水実施体制の整備 (5) 生活用水の確保（行財政局（追加），保健福祉局（追加），教育委員会（追加），上下水道局（追加）） (略)</p> <p>※災害時協力井戸登録 626件（行財政局）（平成27年7月1日現在）</p> <p>※浄水機器の配備 80基（消防局） (略)</p>	<p>3 応急給水実施体制の整備 (5) 生活用水の確保（行財政局防災危機管理室，保健福祉局医務衛生課，教育委員会教育環境整備室，上下水道局下水道部管理課） (略)</p> <p>※災害時協力井戸登録 620件（行財政局）（平成28年7月1日現在） (削除) (略)</p>	<p>時点修正</p> <p>事業終了に伴い削除</p>

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
161	<p>1 災害廃棄物処理対応マニュアル、支援システムの整備（略）</p> <p>(2) <u>がれき仮置場の事前計画の策定（環境政策局（追加））</u> 震災時には、短期間に大量のがれき等が発生することが予想されるため、環境政策局（追加）は、平常時からがれき仮置場候補地のリスト化や行財政局のオープンスペースデータベースによる利用調整を行い、震災後の<u>がれき仮置場指定の迅速化</u>を図る。（略）</p>	<p>1 災害廃棄物処理対応マニュアル、支援システムの整備（略）</p> <p>(2) <u>災害廃棄物仮置場の事前計画の策定（環境政策局ごみ減量推進課）</u> 震災時には、短期間に大量のがれき等が発生することが予想されるため、環境政策局ごみ減量推進課は、平常時から<u>災害廃棄物仮置場候補地のリスト化</u>や行財政局のオープンスペースデータベースによる利用調整を行い、震災後の<u>災害廃棄物仮置場指定の迅速化</u>を図る。（略）</p>	字句修正
162	<p>4 環境対策への備え（略）</p> <p>(2) <u>環境汚染への配慮（環境政策局（追加））</u> 環境政策局（追加）は、被災家屋等の無秩序な解体を抑制するために、平常時から、解体業者向けマニュアルを作成し、指導啓発に当たる。 <u>（追加）</u></p>	<p>4 環境対策への備え（略）</p> <p>(2) <u>環境汚染への配慮（環境政策局（ごみ減量推進課、廃棄物指導課））</u> 環境政策局（ごみ減量推進課、廃棄物指導課）は、被災家屋等の無秩序な解体を抑制するために、平常時から、解体業者向けマニュアルを作成し、指導啓発に当たる。 <u>平常時から、災害時に大量発生が予想される石綿含有廃棄物等の一時保管場所の確保の準備を行う。</u></p>	環境省通知（H28.5.23）に基づく修正
163	<p>2 公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備 災害時、とりわけ大規模な震災時におけるトイレの<u>確保対策</u>については、（略）</p> <p>(1) <u>公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備（行財政局（追加）、上下水道局（追加））</u> （略） なお、公共下水道を利用した災害時仮設トイレについては、し尿収集を必要としないという利点の反面、設置場所の<u>限定や移動困難</u>という課題があるため（略） ア 災害用マンホールトイレ （略） また、<u>震災時に多数の避難者が震災直後から長期間にわたって生活する場所</u>と想定される避難所においても、災害用マンホールトイレの計画的な整備を進めていく。</p>	<p>2 公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備 災害時、とりわけ大規模な震災時におけるトイレ<u>機能の確保のため</u>、（略）</p> <p>(1) <u>公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備（行財政局防災危機管理室、上下水道局下水道部計画課）</u> （略） なお、公共下水道を利用した災害時仮設トイレについては、し尿収集を必要としないという利点の反面、設置場所が<u>限定され、かつ移設が困難</u>という課題があるため（略） ア 災害用マンホールトイレ （略） また、<u>震災直後から多数の避難者が（削除）長期間にわたって生活する（削除）</u>と想定される避難所においても、災害用マンホールトイレの計画的な整備を進めていく。</p>	字句修正

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																	
164	<p>2 公共下水道を利用した災害時仮設トイレ</p> <p>(略)</p> <p>○ 仮設トイレ（貯留式） 424基（平成27年7月1日現在）</p> <p>(略)</p> <p>○ 仮設トイレ（マンホール利用型） 990基（平成27年7月1日現在）</p> <p>(略)</p>	<p>2 公共下水道を利用した災害時仮設トイレ</p> <p>(略)</p> <p>○ 仮設トイレ（貯留式） 431基（平成28年7月1日現在）</p> <p>(略)</p> <p>○ 仮設トイレ（マンホール利用型） 1000基（平成28年7月1日現在）</p> <p>(略)</p>	<p>時点修正</p>																																	
171	<p>1 避難行動要支援者の安否確認体制の準備</p> <p>(略)</p> <p>(6) 「避難行動要支援者名簿」等の貸出し（保健福祉局 <u>（追加）</u>，区役所，消防局 <u>（追加）</u>）</p> <p>各区は，災害発生時には，<u>（追加）</u> 住民の共助による避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に活用できるよう，必要と認められる住民に<u>避難行動要支援者名簿を貸し出すこととする。</u>（略）</p> <p>(9) 避難支援等関係者への事前の避難行動要支援者に関する情報提供（保健福祉局 <u>（追加）</u>，区役所，消防局 <u>（追加）</u>）</p> <p>保健福祉局 <u>（追加）</u>，区役所，消防局 <u>（追加）</u> は，<u>（追加）</u> 避難支援等関係者に対し，（略）</p>	<p>1 避難行動要支援者の安否確認体制の準備</p> <p>(略)</p> <p>(6) 「避難行動要支援者名簿」等の貸出し（保健福祉局保健福祉総務課，区役所，消防局市民安全課）</p> <p><u>避難行動要支援者名簿は，区役所及び消防局で保管し，（削除）</u> 災害発生時には，<u>各区が，</u> 住民の共助による避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に活用できるよう，必要と認められる住民に <u>（削除）</u> 貸し出すこととする。（略）</p> <p>(9) 避難支援等関係者への事前の避難行動要支援者に関する情報提供（保健福祉局保健福祉総務課，区役所，消防局市民安全課）</p> <p>保健福祉局保健福祉総務課，区役所，消防局市民安全課は，<u>避難行動要支援者の情報を共有するとともに，避難支援等関係者に対し，</u>（略）</p>	<p>現行の体制に合わせた修正</p>																																	
175	<p>2 災害ボランティア活動の拠点整備</p> <p><u>（区災害ボランティアセンター設置場所）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区</th> <th>設置場所</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北</td> <td>国立大学法人京都教育大学付属京都中学校ランチルーム内</td> <td>北区小山大野町 1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>伏見</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パセオ・ダイゴロー西館</td> <td>伏見区醍醐高畑町 30-1</td> </tr> </tbody> </table>	行政区	設置場所	所在地	北	国立大学法人京都教育大学付属京都中学校ランチルーム内	北区小山大野町 1	(略)	(略)	(略)	伏見	(略)	(略)		パセオ・ダイゴロー西館	伏見区醍醐高畑町 30-1	<p>2 災害ボランティア活動の拠点整備</p> <p><u>（区災害ボランティアセンター設置候補場所）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区</th> <th>設置候補場所</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北</td> <td>国立大学法人京都教育大学付属京都中学校ランチルーム内 京都府立清明高等学校 体育振興施設</td> <td>北区小山大野町 1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>北区小山南大野町</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>伏見</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パセオ・ダイゴロー西館 京阪淀ロジスティクスヤードの一部</td> <td>伏見区醍醐高畑町 30-1 伏見区淀美豆町 5 5 5 - 1</td> </tr> </tbody> </table>	行政区	設置候補場所	所在地	北	国立大学法人京都教育大学付属京都中学校ランチルーム内 京都府立清明高等学校 体育振興施設	北区小山大野町 1	(略)	(略)	北区小山南大野町	(略)	(略)	(略)	伏見	(略)	(略)		パセオ・ダイゴロー西館 京阪淀ロジスティクスヤードの一部	伏見区醍醐高畑町 30-1 伏見区淀美豆町 5 5 5 - 1	<p>字句修正</p> <p>新たな設置候補場所が2か所選定されたため</p>
行政区	設置場所	所在地																																		
北	国立大学法人京都教育大学付属京都中学校ランチルーム内	北区小山大野町 1																																		
(略)	(略)	(略)																																		
伏見	(略)	(略)																																		
	パセオ・ダイゴロー西館	伏見区醍醐高畑町 30-1																																		
行政区	設置候補場所	所在地																																		
北	国立大学法人京都教育大学付属京都中学校ランチルーム内 京都府立清明高等学校 体育振興施設	北区小山大野町 1																																		
(略)	(略)	北区小山南大野町																																		
(略)	(略)	(略)																																		
伏見	(略)	(略)																																		
	パセオ・ダイゴロー西館 京阪淀ロジスティクスヤードの一部	伏見区醍醐高畑町 30-1 伏見区淀美豆町 5 5 5 - 1																																		

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
180	<p>1 導水施設等</p> <p>(2) 浄水場導水施設 <u>浄水場への導水施設の耐震化を図るとともに、新山科浄水場第2導水トンネルを建設し、導水施設の2系統化を図る。</u></p>	<p>1 導水施設等</p> <p>(2) 浄水場導水施設 <u>新たに新山科浄水場導水トンネルを建設するなど、浄水場への導水施設の耐震化を図る。</u></p>	字句修正
180	<p>3 送・配水施設等</p> <p>(1) 送水管・配水管の耐震化 <u>ア 鋳鉄管のダクタイル化を推進する。</u> <u>イ 配水管等の新設（略）</u></p>	<p>3 送・配水施設等</p> <p>(1) 送水管・配水管の耐震化 <u>(削除)</u> <u>(削除) 配水管等の新設（略）</u></p>	字句修正
181	<p>6 その他</p> <p>(2) 図面管理 図面管理を充実、徹底するとともに、図面保管場所の倒壊等の事態に備えて本庁各所属、事業所、<u>営業所</u>で分散管理する。 (略)</p> <p>※ <u>上水道施設整備事業計画（平成25年～29年）（上下水道局）</u> (略) ○ <u>危機管理対策としての新山科浄水場導水施設の二系統化</u> (略)</p>	<p>6 その他</p> <p>(2) 図面管理 図面管理を充実、徹底するとともに、図面保管場所の倒壊等の事態に備えて本庁各所属、事業所 <u>(削除)</u> で分散管理する。 (略)</p> <p>※ <u>上水道施設整備事業計画（平成25年～29年）（上下水道局）</u> (略) ○ <u>耐震性を有する新たな新山科浄水場導水トンネルの建設</u> (略)</p>	字句修正
181	<p>2 5 - 5 下水道施設の災害予防（上下水道局）</p> <p>■ 基本方針</p> <p>下水道施設は、(略)地震時においても、管路、ポンプ場、処理施設等の機能を保持するため、個々の施設の耐震性の向上などの構造強化対策と施設のネットワーク化、補完施設の整備等、<u>システムとしての(追加)対策を進めるとともに、(略)</u></p> <p>1 地震に強い下水道の整備</p> <p>(1) 管路施設の地震対策 <u>イ システムとしての強化対策</u> <u>下水道システム全体として地震に対して強くするため、(略)</u></p>	<p>2 5 - 5 下水道施設の災害予防（上下水道局）</p> <p>■ 基本方針</p> <p>下水道施設は、(略)地震時においても、管路、ポンプ場、処理施設等 <u>(削除)</u> 機能を保持するため、個々の施設の耐震性の向上などの構造強化対策と施設のネットワーク化、補完施設の整備等 <u>といったシステムとしての強化対策を進めるとともに、(略)</u></p> <p>1 地震に強い下水道の整備</p> <p>(1) 管路施設の地震対策 <u>イ システムとしての強化対策</u> <u>下水道システム全体を地震に対して強くするため、(略)</u></p>	字句修正
185	<p>2 応急的な住宅の確保体制</p> <p>(2) 他都市の公営住宅等との連携（都市計画局 <u>(追加)</u>） (略) 京都市の市営住宅の空家だけでなく、府営住宅、公社・都</p>	<p>2 応急的な住宅の確保体制</p> <p>(2) 他都市の公営住宅等との連携（都市計画局 <u>住宅管理課</u>） (略) 京都市の市営住宅の空家だけでなく、府営住宅、公社・都</p>	防災基本計画を踏まえた修正

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	市再生機構の賃貸住宅，近隣他都市の公営住宅等の空家を被災者に提供するため，（略）	市再生機構の賃貸住宅，近隣他都市の公営住宅， <u>民間賃貸住宅等の空家を被災者に提供するため，（略）</u>	
187	<p>1 オープンスペース<u>事前計画</u>の策定（略）</p> <p>(1) 「避難対策用」オープンスペース利用計画の策定（<u>行財政局（追加）</u>，区役所，自主防災組織等） <u>地域の集合場所，避難所，広域避難場所等</u></p> <p>(2) 「緊急対策用」オープンスペース利用計画の策定（消防局，建設局，京都府警察，自衛隊） ア 重傷患者の緊急輸送用ヘリポート イ 救出・救助用の緊急物資の集積基地 ウ 救助隊・救援隊等の救援拠点（派遣自衛隊，応援消防隊，応援警察部隊等） <u>（追加）</u> エ 緊急輸送道路等の啓開に伴う障害物の仮置場</p> <p>(3) 「応急・復旧対策用」オープンスペース利用計画の策定（<u>行財政局，区役所，ライフライン事業者等</u>） ア 被災者の生活を支援する調達・援助物資等の集積基地 イ ライフライン等の復旧に伴う資材，車両等の復旧拠点（電気，ガス，電信電話，上水道，下水道，鉄道，道路等）</p> <p>(4) 「復興対策用」オープンスペース利用計画の策定（<u>環境政策局（追加）</u>，都市計画局<u>（追加）</u>） ア 被災家屋の除去に伴うがれき等の仮置場（略）</p> <p>(5) 「復興拠点」利用計画の検討（都市計画局<u>（追加）</u>）（略）</p> <p>⇒ <u>第3章 28.4 避難対策用オープンスペース利用計画を調整する</u> ⇒ <u>第3章 28.5 緊急対策用オープンスペース利用計画を調整する</u> ⇒ <u>第3章 28.6 応急・復旧対策用オープンスペース利用計画を調</u></p>	<p>1 オープンスペース<u>利用計画</u>の策定（略）</p> <p>(1) 「緊急対策用」オープンスペース利用計画の策定（<u>保健福祉局医務衛生課，消防局（警防計画課，消防救助課）</u>，<u>建設局（各所属）</u>，京都府警察，自衛隊） ア 重傷患者の緊急輸送用ヘリポート イ 救出・救助用の緊急物資の集積基地 ウ 救助隊・救援隊等の救援拠点（派遣自衛隊，緊急消防援助隊，応援警察部隊等） <u>エ 拠点救護所</u> オ 緊急輸送道路等の啓開に伴う障害物の仮置場</p> <p>(2) 「避難対策用」オープンスペース利用計画の策定（<u>行財政局防災危機管理室，区役所，自主防災組織等</u>） <u>（削除）</u> 避難所，広域避難場所等</p> <p>(3) 「応急・復旧対策用」オープンスペース利用計画の策定（<u>文化市民局文化市民総務課，建設局（各所属）</u>，<u>上下水道局総務課，交通局総務課，ライフライン事業者等</u>） ア <u>物資集積・搬送拠点</u> イ ライフライン等の復旧に伴う資材，車両等の復旧拠点（電気，ガス，電信電話，上水道，下水道，鉄道，道路等）</p> <p>(4) 「復興対策用」オープンスペース利用計画の策定（<u>環境政策局ごみ減量推進課，都市計画局住宅政策課</u>） ア <u>災害廃棄物仮置場</u>（略）</p> <p>(5) 「復興拠点」利用計画の検討（都市計画局<u>（各所属）</u>）（略）</p> <p>⇒ <u>第3章 28.3 緊急対策用オープンスペースを最優先で利用する</u> ⇒ <u>第3章 28.4 調整チームにおいて，緊急対策用オープンスペースの利用を最優先で調整する</u></p>	第3章第28節修正に伴う修正

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p><u>整する</u> ⇒ 第3章 28.7 復興対策用オープンスペース利用計画を調整する</p> <p>(略)</p> <p>2 オープンスペース・データベースの整備 (1) オープンスペース・データベースの整備（行財政局 <u>追加</u>） (略) 各局等が策定するオープンスペース事前計画を一元的に集約し、(略) (2) 災害時におけるオープンスペース <u>削除</u> データベースの更新体制の整備（行財政局 <u>追加</u>） 平常時に作成したオープンスペース・データベースを災害発生後において、オープンスペースの利用状況に合わせてリアルタイムでオープンスペース・データベースを更新するための方法を検討し、体制を整備する。 ⇒ 第3章 28.1 オープンスペース利用計画策定の体制を整える ⇒ 第3章 28.2 オープンスペースの利用状況を把握する ⇒ 第3章 28.3 オープンスペースデータベースを更新する</p>	<p>⇒ 第3章 28.5 調整チームにおいて、避難対策用オープンスペースの利用を調整する ⇒ 第3章 28.6 調整チームにおいて、応急・復旧対策用オープンスペースの利用を調整する ⇒ 第3章 28.7 調整チームにおいて、復興対策用オープンスペースの利用を調整する</p> <p>(略)</p> <p>2 オープンスペース <u>削除</u> データベースの整備 (1) オープンスペース <u>削除</u> データベースの整備（行財政局 <u>資産活用推進室</u>） (略) 各局等が策定するオープンスペース <u>利用計画</u>を一元的に集約し、オープンスペース <u>削除</u> データベースとして整備し、(略) (2) 災害時におけるオープンスペース <u>削除</u> データベースの更新体制の整備（行財政局 <u>資産活用推進室</u>） 平常時に作成したオープンスペース <u>削除</u> データベースを災害発生後において、オープンスペースの利用状況に合わせてリアルタイムでオープンスペース <u>削除</u> データベースを更新するための方法を検討し、体制を整備する。 ⇒ 第3章 28.1 オープンスペースの利用体制を整える ⇒ 第3章 28.2 オープンスペースデータベースを随時更新する</p>	
189	<p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p><u>追加</u></p>	<p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>1 帰宅困難者支援体制の整備 (1) <u>情報収集体制の整備（行財政局防災危機管理室）</u> 災害時における鉄道運行情報や道路交通情報の収集伝達体制の整備を図るとともに、京都府、隣接市町、関西広域連合等と、鉄道・道路状況等に関する相互の情報共有体制を整備し、市民や事業者等へ迅速に提供できるよう努める。 (2) <u>代替輸送の確保の仕組み検討（行財政局防災危機管理室、都市計画局まち再生・創造推進室、交通局自動車部運輸課）</u> 自宅が遠距離（被災地からおおむね20 km圏外）にあることや高齢</p>	内容整理による

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
		<p>者であるなどの理由によって、徒歩帰宅が困難な人たちについては、<u>代替交通機関（バス輸送等）の提供を予定することとし、関係機関と情報伝達や運行調整等を行う仕組みについて検討する。</u></p> <p>(3) <u>事業所等による帰宅困難者への支援（行財政局防災危機管理室）</u> <u>関西広域連合とコンビニエンスストア・外食事業者等、京都市と京都府石油商業組合がそれぞれ結んでいる協定に基づき、コンビニエンスストア・外食事業者、ガソリンスタンド等は、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対して、以下の支援を行う。</u> ア 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供 イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供 <u>また、京都市から隣接都市へ向かう幹線道路沿いに立地する事業所等に対し、徒歩帰宅者に対する帰宅情報の提供、支援等の協力を依頼する。</u></p> <p>(4) <u>緊急避難先等の整備について（行財政局防災危機管理室、産業観光局観光 MICE 推進室、都市計画局まち再生・創造推進室）</u> ア <u>緊急避難広場</u> <u>緊急避難広場とは、災害直後、観光客等の安全を確保するため、一時的な滞留及び災害情報の提供などを行う場所</u> ※ <u>緊急避難広場の指定</u> ○ <u>緊急避難広場 51箇所（平成28年7月1日現在）</u> イ <u>一時滞在施設</u> <u>一時滞在施設とは、緊急避難広場で滞留している観光客が休憩及び宿泊できる場所</u> ※ <u>一時滞在施設の指定</u> ○ <u>一時滞在施設 142箇所（平成28年7月1日現在）</u> ウ <u>避難誘導団体</u> <u>避難誘導団体とは、災害直後、観光客を緊急避難広場に誘導し、災害情報の提供、支援内容ごとの案内を行う団体。</u> ※ <u>避難誘導団体の指定</u> ○ <u>避難誘導団体 24箇所（平成28年7月1日現在）</u></p>	<p>緊急避難広場、一時滞在施設の定義を規定 時点修正</p>

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>1 ターミナル（京都駅周辺）における帰宅困難者対応の推進（行財政局<u>（追加）</u>，都市計画局<u>（追加）</u>） （略）</p> <p>2 観光地における帰宅困難者対応の推進（行財政局<u>（追加）</u>，産業観光局<u>（追加）</u>） （略）</p> <p>3 事業所における帰宅困難者対応の推進（行財政局<u>（追加）</u>，消防局<u>（追加）</u>） （略）</p> <p>4 帰宅困難者支援体制の整備 （略）</p> <p>5 徒歩帰宅への備え （略）</p> <p>※ 緊急避難先等の指定状況（行財政局，産業観光局，都市計画局） （平成 27 年 10 月 1 日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急避難広場 50 箇所 ○ 一時滞在施設 145 箇所 ○ 避難誘導団体 24 団体 <p>※ 避難誘導体制の整備状況（平成 27 年 10 月 1 日現在） （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難誘導標識等の設置（行財政局，産業観光局，都市計画局） （略） アップグレード観光案内標識への緊急避難先の掲載（12 箇所） <u>（追加）</u> ○ 観光客等への災害時行動周知用パンフレット（4 箇国語対応） の作成（行財政局，都市計画局） （略） <p>※ 帰宅困難者訓練の実施状況（平成 27 年 10 月 1 日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 京都駅における避難誘導合同訓練の実施（都市計画局）（平成 26 年度～） ○ 帰宅困難者対策訓練の実施（平成 26 年度：清水・祇園地域，平成 27 年度：嵯峨・嵐山地域）（行財政局） 	<p>⇒ 第 3 章 29.2 帰宅困難者の支援体制を整備する</p> <p>⇒ 第 3 章 29.5 帰宅支援活動を実施する</p> <p>2 ターミナル（京都駅周辺）における帰宅困難者対応の推進（行財政局防災危機管理室，都市計画局<u>まち再生・創造推進室</u>） （略）</p> <p>3 観光地における帰宅困難者対応の推進（行財政局防災危機管理室，産業観光局<u>観光 MICE 推進室</u>） （略）</p> <p>4 事業所における帰宅困難者対応の推進（行財政局防災危機管理室，消防局<u>予防部</u>） （略） <u>（削除）</u></p> <p>5 徒歩帰宅への備え （略） <u>（削除）</u></p> <p>※ 避難誘導体制の整備状況（平成 28 年 7 月 1 日現在） （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難誘導標識等の設置（行財政局，産業観光局，都市計画局） （略） アップグレード観光案内標識への緊急避難先の掲載（12 箇所） ・ <u>緊急避難広場における標示板の設置（15 箇所）</u> ○ 観光客等への災害時行動周知用パンフレット（4 箇国語対応）の 作成（行財政局，都市計画局） （略） <u>（削除）</u> 	<p>時点修正</p> <p>内容整理による修正</p>

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
200	1.2.5 本部内に総合的な協議及び調整の場を設ける（本部長） 本部長は、震災初期の段階において人命の確保や二次災害を防止するため、 <u>京都府警察本部（以下、「京都府警」という。）</u> 、自衛隊、（略）	1.2.5 本部内に総合的な協議及び調整の場を設ける（本部長） 本部長は、震災初期の段階において人命の確保や二次災害を防止するため、 <u>京都府警察本部</u> 、自衛隊、（略）	字句修正																								
201	1.2.7 区本部内に総合的な協議、調整の場を設ける（区本部長） 区本部長は震災初期の段階において人命の確保や二次災害を防止するため、区本部内に管内の各部、 <u>京都府警等</u> の派遣職員による（略）	1.2.7 区本部内に総合的な協議、調整の場を設ける（区本部長） 区本部長は震災初期の段階において人命の確保や二次災害を防止するため、区本部内に管内の各部、 <u>京都府警察本部等</u> の派遣職員による（略）	字句修正																								
217	3.2 被害情報を収集する （略） （被害状況の区分・収集（取りまとめ）（部門別の被害）） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>情報の区分</th> <th>情報の内容</th> <th>担当部（主）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>文化財関係被害</td> <td>（略）</td> <td>文化市民部、消防部</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	情報の区分	情報の内容	担当部（主）	（略）	（略）	（略）	文化財関係被害	（略）	文化市民部、消防部	（略）	（略）	（略）	3.2 被害情報を収集する （略） （被害状況の区分・収集（取りまとめ）（部門別の被害）） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>情報の区分</th> <th>情報の内容</th> <th>担当部（主）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>文化財関係被害</td> <td>（略）</td> <td>文化市民部（削除）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	情報の区分	情報の内容	担当部（主）	（略）	（略）	（略）	文化財関係被害	（略）	文化市民部（削除）	（略）	（略）	（略）	文化市民部が主担当であるため
情報の区分	情報の内容	担当部（主）																									
（略）	（略）	（略）																									
文化財関係被害	（略）	文化市民部、消防部																									
（略）	（略）	（略）																									
情報の区分	情報の内容	担当部（主）																									
（略）	（略）	（略）																									
文化財関係被害	（略）	文化市民部（削除）																									
（略）	（略）	（略）																									
220	3.5.6 通信機能の早期回復に必要な措置を依頼する（本部事務局） 本部事務局は、有線電話途絶時や停電発生時には、西日本電信電話㈱、関西電力㈱等に対し、通信機能の早期復旧に必要な措置を依頼する。 <u>（追加）</u>	3.5.6 通信機能の早期回復に必要な措置を依頼する（本部事務局） 本部事務局は、有線電話途絶時や停電発生時には、西日本電信電話㈱、関西電力㈱等に対し、通信機能の早期復旧に必要な措置を依頼する。 <u>また、近畿総合通信局から移動電源車の貸与を受けるなどにより機能回復を図る。</u>	近畿総合通信局における移動電源車の貸与体制等による																								
222	4.1 総合的な広報体制を整える 4.1.1 広報体制を整える（本部事務局，総合企画部 <u>（追加）</u> ） <u>本部事務局，総合企画部は，一般広報（緊急広報以外の災害情報，生活関連情報，救援措置情報（以下「災害情報等」という））や緊急広報（大火災発生等による避難勧告，指示等市民の安全にかかわる情報）を実施する体制を整える。</u> <u>（追加）</u>	4.1 総合的な広報体制を整える 4.1.1 広報体制を整える（本部事務局，総合企画部 <u>広報・記録班</u> ） <u>本部事務局は緊急広報（市民の生命，安全に関わる緊急情報）を実施する体制を整える。総合企画部広報・記録班は，一般広報（緊急広報以外の災害情報，生活関連情報，救援措置情報等）を実施する体制を整える。</u> <u>（緊急広報）</u> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>ア 避難準備情報，避難勧告，避難指示</td> </tr> <tr> <td>イ その他市民の生命，安全に関わる緊急情報</td> </tr> </table>	ア 避難準備情報，避難勧告，避難指示	イ その他市民の生命，安全に関わる緊急情報	広報における役割分担を明確化 緊急広報，一般広報を																						
ア 避難準備情報，避難勧告，避難指示																											
イ その他市民の生命，安全に関わる緊急情報																											

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p style="text-align: center;">(主な広報事項)</p> <p>(略)</p> <p>4.1.2 被災地の状況を記録する（総合企画部（追加）） 総合企画部（追加）は、被災地の状況をビデオや写真等に収め、災害記録を作成して、復旧対策のための資料や広報活動資料として活用する。</p> <p>4.1.3 本部事務局に情報を報告する（各部，区本部） 各部等は、定期的に本部事務局に対して災害情報等を報告する。</p> <p>(略)</p> <p>4.1.5 広報用資料を作成する（本部事務局，総合企画部（追加）） (略)</p> <p>4.1.6 閲覧用資料を作成する（本部事務局，総合企画部（追加）） (略)</p> <p>4.1.7 各部等に情報を提供する（本部事務局） 本部事務局は、各部，区本部に対し、（追加）災害情報等資料の提供を行う。</p>	<p style="text-align: center;">(一般広報)</p> <p>(略)</p> <p>4.1.2 被災地の状況を記録し、災害記録を作成する（総合企画部広報・記録班） 総合企画部広報・記録班は、被災地の状況をビデオや写真等に収めるとともに、本部事務局に報告された情報等と合わせて災害記録を作成して、復旧対策のための資料や広報活動資料として活用する。</p> <p>4.1.3 本部事務局に情報を報告する（各部，区本部） 各部等は、定期的に本部事務局に対して、災害情報、生活関連情報、救援措置情報等(以下「災害情報等」という。)を報告する。</p> <p>(略)</p> <p>4.1.5 各部等に災害情報等資料を提供する（本部事務局） 本部事務局は、各部，区本部に対し、本部事務局が整理した災害情報等資料の提供を行う。</p> <p>4.1.6 広報用資料を作成する（(削除)総合企画部広報・記録班） (略)</p> <p>4.1.7 閲覧用資料を作成する（(削除)総合企画部広報・記録班） (略)</p>	<p>具体的に明示</p> <p>本部事務局に報告される情報も災害記録作成に必要なため</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>表記の統一</p> <p>表記の統一</p>
223	<p>4.2 一般広報を行う</p> <p>(1) 本部の一般広報 (略)</p> <p>4.2.2 (追加)報道機関に対して情報の提供を行う（総合企画部（追加）） 総合企画部（追加）は、報道機関に対して、災害情報等の提供を行う。また本部等の活動状況について、定期的に報道機関に発表する。さらに（追加）報道機関に対し、市民への必要な情報提供の協力を求める。 (略)</p>	<p>4.2 一般広報を行う</p> <p>(1) 本部における一般広報 (略)</p> <p>4.2.2 本部事務局設置場所において、報道機関に対して情報の提供を行う（総合企画部広報・記録班） 総合企画部広報・記録班は、本部事務局へ参集し、本部事務局から提供された災害情報等に基づき定期的に報道機関に発表するとともに、本部事務局との連絡を密接に行い、報道機関からの問合せに対応する。さらに、報道機関に対し、市民への（削除）情報提供に関する協力を求める。</p>	<p>字句修正</p> <p>本部事務局設置場所において報道対応するため</p>

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>4.2.3 放送機関を通じて情報提供を行う（総合企画部 <u>（追加）</u>） （略） ※ <u>資料 3 - 4 - 1 - 1 災害時の放送に関する協定書・細目</u> 4.2.4 インターネットを利用して情報を提供する（<u>本部事務局</u>，総合企画部 <u>（追加）</u>） 本部事務局，総合企画部 <u>（追加）</u> は，京都市のホームページ（京都市情報館，京都市防災危機管理情報館等）に加え，電気通信事業者，ポータルサイト・サーバ事業者，ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て，インターネットを利用した多様な手段で，<u>気象情報，災害情報，避難所に関する情報，道路・交通の状況等の情報を迅速に提供する。</u></p>	<p>（略） 4.2.3 放送機関を通じて情報提供を行う（総合企画部 <u>広報・記録班</u>） （略） <u>（削除）</u> 4.2.4 インターネットを利用して情報を提供する（<u>（削除）</u> 総合企画部 <u>広報・記録班</u>） <u>（削除）</u> 総合企画部 <u>広報・記録班</u> は，京都市のホームページ（京都市情報館 <u>（削除）</u>）に加え，電気通信事業者，ポータルサイト・サーバ事業者，ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て，インターネットを利用した多様な手段で，<u>迅速に一般広報を実施する。</u></p>	<p>協定の内容が緊急広報に該当するため 表記の統一 一般広報は総合企画部が担当するため</p>
225	<p>4.4 緊急広報を行う (1) <u>本部等による緊急広報</u> 4.4.1 緊急速報メール <u>（追加）</u> により情報を提供する（本部事務局） 本部事務局は，災害が発生して避難勧告や避難指示等の緊急情報を市民等に伝える必要がある場合は，緊急速報メール <u>（追加）</u> により，（略） 4.4.5 （略） （略） <u>（追加）</u> (2) 現地の緊急広報 4.4.6 （略） (3) 事業所等の緊急広報 4.4.7 （略）</p>	<p>4.4 緊急広報を行う (1) <u>本部における緊急広報</u> 4.4.1 緊急速報メール，<u>Lアラート等</u>により情報を提供する（本部事務局） 本部事務局は，災害が発生して避難勧告や避難指示等の緊急情報を市民等に伝える必要がある場合は，緊急速報メール，<u>Lアラート（災害情報共有システム）等</u>により，（略） 4.4.5 （略） （略） 4.4.6 <u>インターネットを利用して緊急広報を行う（本部事務局）</u> 本部事務局は，京都市防災ポータルサイト（京都市防災危機管理情報館）に加え，電気通信事業者，ポータルサイト・サーバ事業者，ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て，<u>インターネットを利用した多様な手段で，緊急広報を実施する。</u> (2) 現地の緊急広報 4.4.7 （略） (3) 事業所等の緊急広報 4.4.8 （略）</p>	<p>字句修正 Lアラートによる緊急広報を追加 緊急広報は本部事務局が担当するため 項目番号繰下げ</p>

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
225	<p>4.5 緊急問合せに対応する</p> <p>4.5.1 <u>問合せ専用班</u>を組織する（文化市民部 <u>（追加）</u>） 文化市民部は、行財政部と連携して、震災直後に多発すると予想される市民からの直接電話による安否確認や救援対策の確認等の問合せや相談に対し、「<u>問合せ専用班</u>」（仮称。以下同じ。）を組織して対応する。</p> <p>4.5.2 専用電話回線を確保する（行財政部 <u>（追加）</u>） 行財政部 <u>（追加）</u> は、市民からの緊急問合せ専用電話回線を確保する。</p> <p>4.5.3 専用室を確保する（行財政部 <u>（追加）</u>） 行財政部 <u>（追加）</u> は、<u>問合せ専用班</u>の室を確保する。</p> <p>4.5.4 問合せへの対応内容を本部等へ確認する（文化市民部 <u>（追加）</u>） 「<u>問合せ専用班</u>」は、問合せへの対応方法の内容を本部等へ確認する。</p> <p>4.5.5 コールセンターにおいて緊急問合せに対応する（総合企画部 <u>（追加）</u>） 総合企画部 <u>（追加）</u> は、コールセンターを活用し、災害発生後に多発すると想定される市民からの緊急問合せに対応する。</p> <p>4.5.6 統一的な回答文書を作成する（文化市民部 <u>（追加）</u>） 「<u>問合せ専用班</u>」は、<u>本部等</u>への確認の結果から統一的な回答文書を作成する。</p> <p>4.5.7 問合せに対応する（文化市民部 <u>（追加）</u>、総合企画部 <u>（追加）</u>） 「<u>問合せ専用班</u>」は、統一的な回答文書を掲示又は班員へ配布して、その後の同様の問合せに対して対応の迅速化を図るとともに、総合企画部 <u>（追加）</u> にも統一的な回答文書を配布する。総合企画部 <u>（追加）</u> は、統一的な回答文書をコールセンターへ配布し、その後の同様の問合せに対して、コールセンターを活用し、対応の迅速化を図る。</p> <p>4.5.8 問合せ内容等を記録する（文化市民部 <u>（追加）</u>、総合企画部 <u>（追加）</u>）</p>	<p>4.5 緊急問合せに対応する</p> <p>4.5.1 <u>問合せ対応班</u>を組織する（文化市民部<u>問合せ対応班</u>） 文化市民部は、行財政部と連携して、震災直後に多発すると予想される市民からの直接電話による安否確認や救援対策の確認等の問合せや相談に対し、「<u>問合せ対応班</u>」を組織して対応する。</p> <p>4.5.2 専用電話回線を確保する（行財政部<u>庁舎管理・輸送班</u>） 行財政部<u>庁舎管理・輸送班</u>は、市民からの緊急問合せ専用電話回線を確保する。</p> <p>4.5.3 専用室を確保する（行財政部<u>庁舎管理・輸送班</u>） 行財政部<u>庁舎管理・輸送班</u>は、<u>文化市民部問合せ対応班</u>の室を確保する。</p> <p>4.5.4 問合せへの対応内容を本部等へ確認する（文化市民部<u>問合せ対応班</u>） <u>文化市民部問合せ対応班</u>は、問合せへの対応方法の内容を本部等へ確認する。</p> <p>4.5.5 コールセンターにおいて緊急問合せに対応する（総合企画部<u>広報・記録班</u>） 総合企画部<u>広報・記録班</u>は、コールセンターを活用し、災害発生後に多発すると想定される市民からの緊急問合せに対応する。</p> <p>4.5.6 統一的な回答文書を作成する（文化市民部<u>問合せ対応班</u>） <u>文化市民部問合せ対応班</u>は、<u>本部事務局</u>への確認の結果から統一的な回答文書を作成する。</p> <p>4.5.7 問合せに対応する（文化市民部<u>問合せ対応班</u>、総合企画部<u>広報・記録班</u>） <u>文化市民部問合せ対応班</u>は、統一的な回答文書を掲示又は班員へ配布して、その後の同様の問合せに対して対応の迅速化を図るとともに、総合企画部<u>広報・記録班</u>にも統一的な回答文書を配布する。総合企画部<u>広報・記録班</u>は、統一的な回答文書をコールセンターへ配布し、その後の同様の問合せに対して、コールセンターを活用し、対応の迅速化を図る。</p> <p>4.5.8 問合せ内容等を記録する（文化市民部<u>問合せ対応班</u>、総合企画部</p>	<p>班の名称を修正</p>

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>「問合せ専用班」，コールセンターは，暦日単位で内容，件数を記録，集約する。</p> <p>4.5.9 広報印刷物等への掲載を要請する（文化市民部 <u>（追加）</u>） 「問合せ専用班」は，同種多数の問合せ内容がある場合は，必要に応じて総合企画部に広報印刷物等への掲載を依頼する。 ⇒ 4.3 広報印刷物等を発行する</p> <p>4.5.10 掲載内容に関する情報を提供する（文化市民部 <u>（追加）</u>） 「問合せ専用班」，コールセンターは，広報印刷物等への掲載依頼を行った場合は，掲載内容に関する情報を総合企画部へ提供する。</p>	<p><u>広報・記録班</u>） 文化市民部問合せ対応班，コールセンターは，暦日単位で内容，件数を記録，集約する。</p> <p>4.5.9 広報印刷物等への掲載を要請する（文化市民部 <u>問合せ対応班</u>） 文化市民部問合せ対応班は，同種多数の問合せ内容がある場合は，必要に応じて総合企画部に広報印刷物等への掲載を依頼する。 ⇒ 4.3 広報印刷物等を発行する</p> <p>4.5.10 掲載内容に関する情報を提供する（文化市民部 <u>問合せ対応班</u>） 文化市民部問合せ対応班，コールセンターは，広報印刷物等への掲載依頼を行った場合は，掲載内容に関する情報を総合企画部へ提供する。</p>	
227	<p>4.8.2 <u>（追加）</u> 関係機関の相談窓口の設置状況を調査する（総合企画部 <u>（追加）</u>） 総合企画部 <u>（追加）</u> は，<u>（追加）</u> 関係機関が実施する相談窓口の設置状況等を調査する。</p>	<p>4.8.2 <u>国や京都府等関係機関の相談窓口の設置状況を調査する（総合企画部庶務班）</u> 総合企画部 <u>庶務班</u> は，<u>国や京都府等関係機関が実施する相談窓口の設置状況等を調査する。</u></p>	字句修正
229	<p>5.1.2 他の公共団体等へ応援を要請する（本部長） 本部長は，各部等の長から応援要請があり，応援要請の基準に該当すると認められるときは，災害対策基本法などの関係法令，<u>（追加）</u> 相互応援協定等により，（略）</p>	<p>5.1.2 他の公共団体等へ応援を要請する（本部長） 本部長は，各部等の長から応援要請があり，応援要請の基準に該当すると認められるときは，災害対策基本法などの関係法令，<u>「関西広域応援・受援実施要綱」</u>，<u>「指定都市市長会行動計画」</u>，相互応援協定等により，（略）</p>	応援要請の根拠を追加
232	<p>5.4 自衛隊の派遣部隊を受け入れる (1) 連絡調整 (略) (災害派遣を命じられた部隊等の権限)</p> <p>(略) オ 避難等の<u>処置</u>（警察官職務執行法第4条） (略)</p>	<p>5.4 自衛隊の派遣部隊を受け入れる (1) 連絡調整 (略) (災害派遣を命じられた部隊等の権限)</p> <p>(略) オ 避難等の<u>措置</u>（警察官職務執行法第4条） (略)</p>	法令用語による
232	<p>5.5.2 撤収の協議を行う（本部長） 本部長は，京都府，<u>府警察本部</u>，各機関，自衛隊派遣部隊との協議を行う。</p>	<p>5.5.2 撤収の協議を行う（本部長） 本部長は，京都府，<u>京都府警察本部</u>，各機関，自衛隊派遣部隊との協議を行う。</p>	字句修正
236	<p>6.1 <u>避難の勧告・指示</u>を発令する 6.1.1 避難勧告・指示を発令する（本部長，区本部長等実施責任者）</p>	<p>6.1 <u>避難勧告・指示</u>を発令する 6.1.1 避難勧告・指示を発令する（本部長，区本部長等実施責任者）</p>	字句修正

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>京都市は、本部長（市長）又はその補助執行機関としての区本部長、消防部長、<u>消防署長（追加）</u>（以下「本部長等」という。）が、災害の状況により、次のとおり<u>避難の勧告、指示又は警戒区域を設定する。</u></p> <p>ア 本部長<u>（追加）</u>は、火災等の災害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合で、広範囲にわたって地域住民を避難させる必要がある場合、<u>避難の勧告、指示を行う。</u></p> <p>イ 区本部長は、管轄区域内において火災等の災害が拡大し、又は拡大のおそれが急迫し、緊急に地域住民を避難させる必要があると認めた場合、<u>消防署長、警察署長と協議して避難の勧告、指示を行う。</u></p> <p>ウ 消防署長、警察官は、災害応急活動中において前号の状況が急迫し、本部長又は区本部長が<u>行う勧告、指示を待ついとまがないときは、避難の勧告、指示を行う。</u>ただし、警察官は<u>避難の指示のみを行う。</u></p> <p>エ <u>避難の勧告は、次の状況を基準として実施する。</u>また、これらの状況が切迫し急を要するときは、<u>避難を指示し、状況に応じて警戒区域を設定する。</u></p> <p>⇒ 6.3 警戒区域を設定する</p> <p>※ 資料 3 - 6 - 1 災害対策基本法等関係法令による<u>避難の勧告、指示の実施責任者</u> (<u>避難の勧告・指示の基準</u>)</p> <p>(略)</p> <p>(参考) <u>避難勧告・指示の解除（本部長）</u> 本部長は、<u>避難の勧告、指示を（追加）</u>した後、避難の必要がなくなると認めるときは、速やかに関係機関と協議のうえ、その旨を公示するとともに、府知事に報告する。 なお、その方法は、「6.2 避難勧告・指示を伝達する」に準じる。</p> <p>⇒ 6.2 <u>避難の勧告・指示を伝達する</u></p>	<p>京都市は、本部長（市長）又はその補助執行機関としての区本部長、消防部長若しくは消防署長<u>又は警察官</u>（以下「本部長等」という。）が、災害の状況により、次のとおり<u>避難勧告・指示を発令し、又は警戒区域を設定する。</u></p> <p>ア 本部長等はは、火災等の災害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合で、広範囲にわたって地域住民を避難させる必要がある場合、<u>避難勧告・指示を発令する。</u></p> <p>イ 区本部長は、管轄区域内において火災等の災害が拡大し、又は拡大のおそれが急迫し、緊急に地域住民を避難させる必要があると認めた場合、<u>消防署長、警察署長と協議して避難勧告・指示を発令する。</u></p> <p>ウ 消防署長、警察官は、災害応急活動中において前号の状況が急迫し、本部長又は区本部長が<u>発令する避難勧告・指示を待ついとまがないときは、避難勧告・指示を発令する。</u>ただし、警察官は<u>避難指示のみを発令する。</u></p> <p>エ <u>避難勧告は、次の状況を基準として発令する。</u>また、これらの状況が切迫し急を要するときは、<u>避難指示を発令し、状況に応じて警戒区域を設定する。</u></p> <p>⇒ 6.3 警戒区域を設定する</p> <p>※ 資料 3 - 6 - 1 災害対策基本法等関係法令による<u>避難勧告・指示の実施責任者</u> (<u>避難勧告・指示の基準</u>)</p> <p>(略)</p> <p>(参考) <u>避難勧告・指示の解除（本部長）</u> 本部長は、<u>避難勧告・指示を発令</u>した後、避難の必要がなくなると認めるときは、速やかに関係機関と協議のうえ、その旨を公示するとともに、府知事に報告する。 なお、その方法は、「6.2 避難勧告・指示を伝達する」に準じる。</p> <p>⇒ 6.2 <u>避難勧告・指示を伝達する</u></p>	

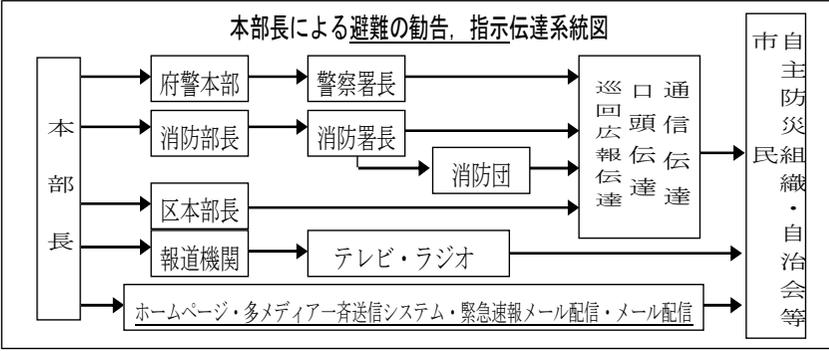
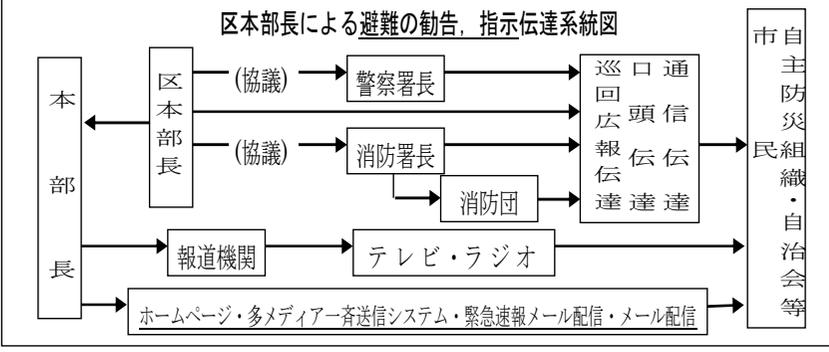
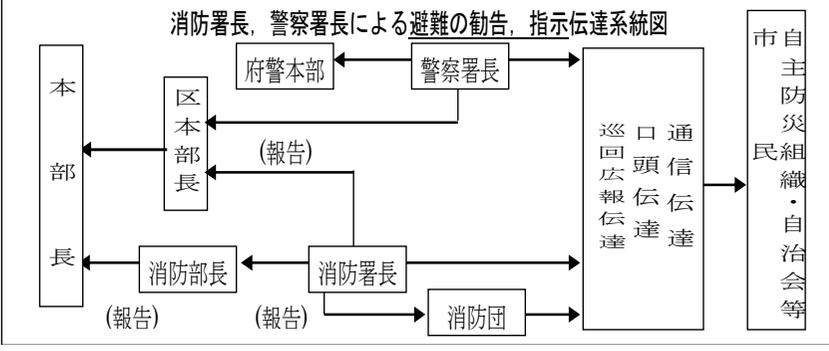
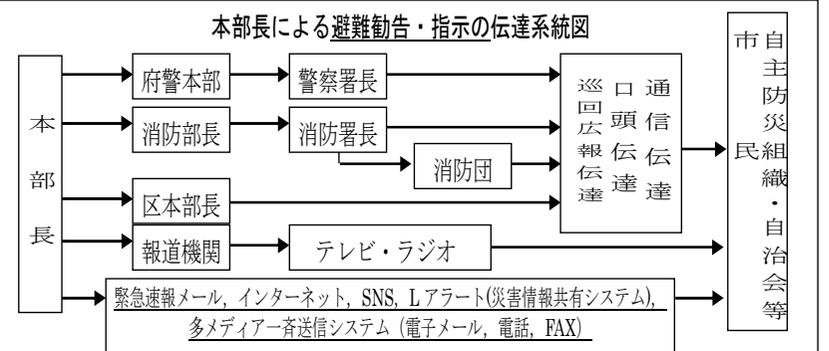
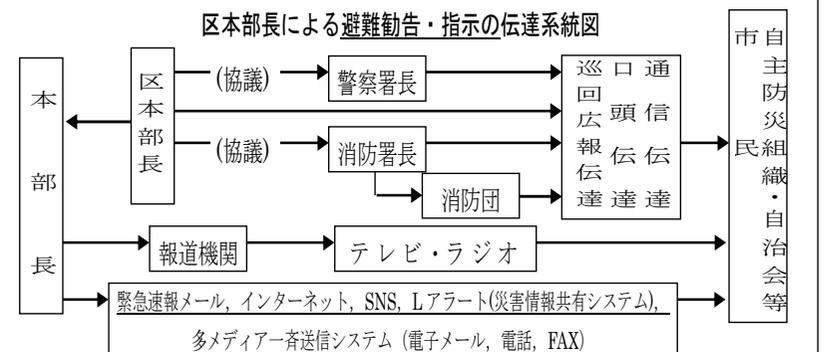
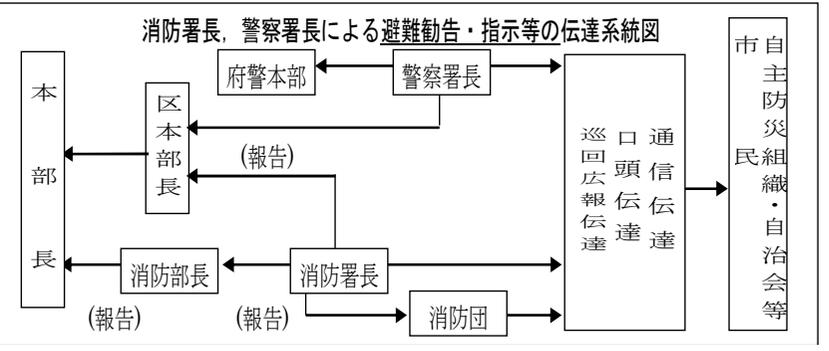
京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
237	<p>6.2 避難の勧告・指示を伝達する</p> <p>6.2.1 放送機関に対して、避難勧告・指示を行った旨を通知する（本部事務局） <u>本部事務局は、NHK、KBS、FM京都、みやびじょん（CATV）、FM伏見、FMCO・CO・LO、ラジオカフェの各放送局に対して、勧告、指示を行った旨を通知する。</u></p> <p>6.2.2 放送について協力を依頼する（本部事務局） <u>本部事務局は、放送局に対して関係住民に伝達すべき事項を明示し、「災害時の放送に関する協定書」に基づき、緊急放送を依頼する。</u> ⇒ 4.4 緊急広報を行う ※ 資料3-4-1-1 災害時の放送に関する協定書・細目（避難の勧告、指示を行う場合の伝達内容） (略)</p> <p>6.2.3 ホームページ、多メディア一斉送信システム、緊急速報メール、京都府のメール配信システムを活用し、情報を発信する（本部事務局、総合企画部） <u>本部事務局、総合企画部は、避難の準備、勧告、指示を行ったときは、京都市のホームページ等やポータルサイト・サーバ事業者、ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等のインターネット・サービスを利用した多様な手段を通じて、その旨を周知するとともに、本部事務局は、多メディア一斉送信システム、緊急速報メール、京都府防災・防犯情報メール配信システムを活用し、情報を発信する。</u> (追加)</p> <p>6.2.4 関係地区の自主防災組織、自治会等の住民組織に対して、避難の勧告、指示を伝達する（区本部、消防部） <u>区本部、消防部（追加）は、関係地区の自主防災組織、自治会等の住民組織に対して、電話等により避難の勧告、指示を伝達する。</u></p> <p>6.2.5 あらかじめ定められた系統により、住民等に伝達する（自主防災</p>	<p>6.2 避難勧告・指示を伝達する</p> <p>6.2.1 多様な手段により伝達する（本部事務局） <u>本部事務局は、緊急速報メール（エリアメール）、インターネット、Lアラート（災害情報共有システム）、多メディア一斉送信システム等の多様な手段により、避難勧告・指示の発令対象となる地域の住民、自主防災組織等に対して、避難勧告・指示の発令を伝達する。</u></p> <p>6.2.2 報道機関の協力を得て伝達する（本部事務局） <u>本部事務局は、「災害時の放送に関する協定」を締結している報道機関に対して、協定に基づき、発令した避難勧告・指示の伝達への協力を依頼する（依頼を受けた報道機関は、自主的な判断により、避難勧告・指示の伝達に協力する）。</u> (削除) ※ 資料3-4-1-1 災害時の放送に関する協定書・細目（避難勧告・指示を行う場合の伝達内容） (略)</p> <p>6.2.3 広報車等を用いた巡回により伝達する（区本部、消防部、警察署） <u>区本部、消防署、警察署の広報車等により、関係地区を巡回して避難勧告・指示の発令を伝達する。</u> ⇒ 4.4 緊急広報を行う</p> <p>6.2.4 電話等により伝達する。（区本部、消防部調査班（消防署）） <u>区本部、消防部調査班（消防署）は、関係地区の自主防災組織、自治会等の住民組織に対して、電話等により避難勧告・指示を伝達する。</u></p> <p>6.2.5 あらかじめ定められた系統により、住民等に伝達する（自主防災</p>	<p>京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕の作成に伴う一般災害対策編の修正内容との表記の統一</p>

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>組織，自治会等) 自主防災組織，自治会等は，防災行動マニュアル等にあらかじめ定められた系統により，<u>避難の勧告，指示</u>の内容を住民等に伝達する。</p> <p>6.2.6 <u>広報車等で関係地区を巡回して伝達する（区本部，消防部，警察署）</u> <u>区本部，消防署，警察署の広報車等により，関係地区を巡回して伝達する。</u> ⇒ 4.4 緊急広報を行う</p> <p>6.2.7 関係地区を巡回し，携帯スピーカー等を利用して口頭伝達を行う（区本部，<u>消防部（追加）</u>，警察官，消防団員，自主防災組織，自治会等） (略)</p> <p>6.2.8 各家庭を戸別に訪問し，伝達の周知を図る（区本部，消防部 <u>（追加）</u>，警察官，消防団員，自主防災組織，自治会等） (略)</p> <p>6.2.9 要配慮者に確実に伝達されるよう配慮する（自主防災組織，自治会等） (略)</p>	<p>組織，自治会等) 自主防災組織，自治会等は，防災行動マニュアル等にあらかじめ定められた系統により，<u>避難勧告・指示</u>の内容を住民等に伝達する。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>6.2.6 関係地区を巡回し，携帯スピーカー等を利用して口頭伝達を行う（区本部，消防部 <u>支援班（消防署）</u>），警察官，消防団員，自主防災組織，自治会等） (略)</p> <p>6.2.7 各家庭を戸別に訪問し，伝達の周知を図る（区本部，消防部 <u>（支援班（消防署））</u>），警察官，消防団員，自主防災組織，自治会等） (略)</p> <p>6.2.8 要配慮者に確実に伝達されるよう配慮する（自主防災組織，自治会等） (略)</p>	

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
238	<p style="text-align: center;">(避難の勧告, 指示の伝達系統)</p> <p style="text-align: center;">本部長による避難の勧告, 指示伝達系統図</p>  <p style="text-align: center;">区本部長による避難の勧告, 指示伝達系統図</p>  <p style="text-align: center;">消防署長, 警察署長による避難の勧告, 指示伝達系統図</p> 	<p style="text-align: center;">(避難勧告・指示等の伝達系統)</p> <p style="text-align: center;">本部長による避難勧告・指示の伝達系統図</p>  <p style="text-align: center;">区本部長による避難勧告・指示の伝達系統図</p>  <p style="text-align: center;">消防署長, 警察署長による避難勧告・指示等の伝達系統図</p> 	<p>京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕の作成に伴う一般災害対策編の修正内容との表記の統一</p>

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
248	<p>7.5.6 要配慮者に優先的な食事、福祉スペース（福祉避難室）の提供などの対応を行う（区本部，運営協議会） （略）</p> <p>7.5.8 共同生活に必要なルールを定め徹底を図る（運営協議会） （略） なお，必要なルールを定めるに当たっては，<u>（追加）</u>男女のニーズの違い等に的確に対応し，女性の意見等をより反映するよう努める。 （略）</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>7.5.6 要配慮者に優先的な食事，福祉スペース（<u>削除</u>）の提供などの対応を行う（区本部，運営協議会） （略）</p> <p>7.5.8 共同生活に必要なルールを定め徹底を図る（運営協議会） （略） なお，必要なルールを定めるに当たっては，<u>女性の参画を積極的に推進し，</u>男女のニーズの違い等に的確に対応し，女性の意見等をより反映するよう努める。 （略）</p> <p><u>（5）避難者のペットへの対応</u></p> <p>7.5.11 <u>ペットの受入ルール等を定め徹底を図る（運営協議会）</u> <u>ペットを受け入れる避難所において，運営協議会は，当該協議会で定めたペット受入に関するルール等を飼い主である避難者に周知したうえ，飼い主自らが責任を持ってペットを管理するよう徹底する。</u></p>	<p>字句修正</p> <p>防災基本計画を踏まえた修正</p> <p>避難所におけるペット受入体制の推進に伴う修正</p>
248	<p>7.6.1 区内の福祉避難所として利用可能な施設の状況を調査する（区本部） 区本部長は，避難所内の要配慮者の健康状態，必要な援護の種類等を勘案し，一般の避難所（福祉避難室を含む。）（略）</p>	<p>7.6.1 区内の福祉避難所として利用可能な施設の状況を調査する（区本部） 区本部長は，避難所内の要配慮者の健康状態，必要な援護の種類等を勘案し，一般の避難所（福祉スペースを含む。）（略）</p>	字句修正
253	<p>8.1.1 初動震災警防態勢を発令する（消防部長） 消防部長（局本部長）は，<u>大規模災害対策支援システムの地震計の一が震度5弱以上の地震を感知したときは，</u>初動震災警防態勢を発令する。</p> <p>8.1.2 第1号震災警防態勢を発令する（消防部長） 消防部長は，初動震災警防態勢時に震災が発生し，<u>局本部長が第1号震災警防態勢による対処が必要であると認めたときは</u>（略）</p> <p>8.1.3 第2号震災警防態勢を発令する（消防部長） 消防部長は，<u>震災の状況により，</u>（略）</p> <p>8.1.4 第3号震災警防態勢を発令する（消防部長）</p>	<p>8.1.1 初動震災警防態勢を発令する（消防部長） 消防部長（局本部長）は，<u>市域に震度4の地震が発生した旨の気象庁発表があったときは，</u>初動震災警防態勢を発令する。</p> <p>8.1.2 第1号震災警防態勢を発令する（消防部長） 消防部長は，初動震災警防態勢時に震災が発生し，<u>（削除）</u>第1号震災警防態勢による対処が必要であると認めたときは（略）</p> <p>8.1.3 第2号震災警防態勢を発令する（消防部長） 消防部長は，<u>初動震災警防態勢又は第1号震災警防態勢時に</u>おいて震災が発生し，（略）</p> <p>8.1.4 第3号震災警防態勢を発令する（消防部長） （略）</p>	発令基準の変更のため

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	(略) イ 震災の状況により、(略) (参考) 震災警防態勢を解除する 消防部長は、 <u>災害や活動の状況</u> から、(略)	イ <u>初動震災警防態勢</u> 、第1号震災警防態勢又は第2号震災警防態勢時において震災が発生し、(略) (参考) 震災警防態勢を解除する 消防部長は、 <u>震災及び震災活動の状況等</u> から、(略)	
254	8.3.1 情報収集及び報告を行う（消防部 <u>（追加）</u> ） (略) (情報収集・報告の原則) ア 情報収集活動 (ア) 地震が発生したときは、 <u>大規模災害対策支援システム</u> により京都市内全体の被害状況を即時に予測する。	8.3.1 情報収集及び報告を行う（消防部 <u>（市災害対策本部室班、調整班、指令班、災害情報処理班）</u> ） (略) (情報収集・報告の原則) ア 情報収集活動 (ア) 地震が発生したときは、 <u>意思決定支援システム</u> により京都市内全体の被害状況を即時に予測する。	字句修正
255	8.3.2 震災活動方針を決定する（消防部長） 消防部長は、 <u>大規模災害対策支援システム</u> による被害状況の予測結果、震災の状況等に基づき、速やかに震災活動の基本方針を決定する。	8.3.2 震災活動方針を決定する（消防部長） 消防部長は、 <u>意思決定支援システム</u> による被害状況の予測結果、震災の状況等に基づき、速やかに震災活動の基本方針を決定する。	字句修正
261	9.5.4 防災関係団体等に救護班の派遣を要請する（本部長（保健福祉部長）） 本部長は、京都市立病院に対し必要な対応を指示する。また、京都府を通じ日本赤十字社京都府支部、国公立病院等の救護班の要請を実施するとともに、京都府医師会に対し、「 <u>災害医療救護活動に関する協定</u> 」に基づく必要な応援を要請する。 (略) 資料 3 - 9 - 4 - 1 (略) <u>（追加）</u>	9.5.4 防災関係団体等に救護班の派遣を要請する（本部長（保健福祉部長）） 本部長は、京都市立病院に対し必要な対応を指示する。また、京都府を通じ日本赤十字社京都府支部、国公立病院等の救護班の要請を実施するとともに、京都府医師会に対しては「 <u>災害医療救護活動に関する協定</u> 」、京都府歯科医師会に対しては「 <u>歯科医療に係る災害医療救護活動に関する協定</u> 」に基づく、それぞれ必要な応援を要請する。(略) 資料 3 - 9 - 4 - 1 (略) 資料 3 - 9 - 4 - 2 <u>歯科医療に係る災害医療救護活動に関する協定</u>	現在の業務体制に即した修正 資料追加
263	9.8.8 京都市消防ヘリコプターで搬送する（消防部 <u>（追加）</u> ） (略) 資料 3 - 9 - 6 <u>京都府及び近隣府県の三次救急医療機関及び臨時ヘリポート</u>	9.8.8 京都市消防ヘリコプターで搬送する（消防部 <u>（救急班、航空班、作戦班）</u> ） (略) 資料 3 - 9 - 6 <u>京都府及び近隣府県の災害拠点病院及び活用可能なヘリポート等</u>	資料名称修正

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
266	10.2.1 緊急交通路を指定する（京都府警察） （略） なお、 <u>警察関係機関</u> の交通規制計画は、（略）	10.2.1 緊急交通路を指定する（京都府警察） （略） なお、 <u>京都府警察</u> の交通規制計画は、（略）	字句修正
284	14.1.4 <u>浄水機器等の活用を図る（消防部）</u> 消防部は、必要に応じて京都市で備蓄している浄水機器等の活用を図る。 ※ 資料 3 - 1 4 - 1 浄水機器等の備蓄状況	<u>（削除）</u>	事業終了のため削除
290	15.4.1 <u>保健師チーム（追加）の派遣要請・派遣調整・活動支援（保健福祉部（追加），区本部）</u> 保健福祉部（追加）は（略） また、保健福祉部（追加），区本部は、派遣保健師チーム（追加）が支援活動できる環境を整え、（略）	15.4.1 <u>保健師チーム等の派遣要請・受入調整・活動支援（保健福祉部保健医療班，区本部）</u> 保健福祉部保健医療班は（略） また、保健福祉部保健医療班，区本部は、派遣保健師チーム等が支援活動できる環境を整え、（略）	字句修正
291	15.4.5 <u>要支援者への支援，処遇調整（保健福祉部（追加），区本部）</u> 避難所における <u>要支援者</u> への必要な支援を行うとともに、状態に応じて、生活スペースの安全確保や福祉避難所等サービスへの利用調整（追加）を行う。	15.4.5 <u>要配慮者への支援，処遇調整（保健福祉部保健医療班，区本部）</u> 避難所における <u>要配慮者</u> への必要な支援を行うとともに、状態に応じて、生活スペースの安全確保や福祉避難所， <u>社会福祉施設</u> への利用調整等を行う。	字句修正
294	16.2.1 <u>道路障害物除去（道路啓開）方針を決定する（建設部（追加））</u> 建設部（追加）は、道路の被災状況や他の被災状況を検討し、他の道路管理者， <u>京都府警</u> ，消防部等（略）	16.2.1 <u>道路障害物除去（道路啓開）方針を決定する（建設部（土木管理班，土木事務所班））</u> 建設部（土木管理班，土木事務所班）は、道路の被災状況や他の被災状況を検討し、他の道路管理者， <u>京都府警察</u> ，消防部等（略）	字句修正
295	16.4.3 <u>環境政策部等に障害物仮置場の設置情報を連絡する（建設部（追加））</u> 建設部（追加）は、障害物仮置場を設置した場合、速やかに障害物仮置場の場所，規模等の設置情報を <u>環境政策部</u> ， <u>オープンスペース調整チーム</u> に連絡する。 <u>（追加）</u> 16.4.4 <u>環境政策部と協議し，最適地を選定する（建設部）</u> 建設部は、事前に計画された障害物仮置場だけでは不足する場合， <u>環境政策部</u> と協議し，直ちに最適地を選定する。 <u>環境政策部</u>	16.4.3 <u>オープンスペース調整チームに障害物仮置場の設置情報を連絡する（建設部土木事務所班）</u> 建設部土木事務所班は、障害物仮置場を設置した場合、速やかに障害物仮置場の場所，規模等の設置情報を <u>オープンスペース調整チーム</u> に報告する。 ⇒28.3 <u>緊急対策用オープンスペースを最優先で利用する</u> ⇒28.4.5 <u>緊急対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する</u> 16.4.4 <u>オープンスペース調整チームへ要請する（建設部土木事務所班）</u> 建設部土木事務所班は、事前に計画された障害物仮置場だけでは不足する場合， <u>オープンスペース調整チーム</u> へ要請する。	第3章第28節修正に伴う修正

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>との協議で最適地の選定が困難な場合は、オープンスペース調整チームに選定を要請する。</p> <p>⇒ 28 オープンスペース利用の調整</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>⇒28.4.6 緊急対策用オープンスペースを要請する</p> <p>16.4.5 障害物仮置場として暫定的にオープンスペースを割り当てる (オープンスペース調整チーム) オープンスペース調整チームは、障害物仮置場として暫定的にオープンスペースを割り当てる。</p> <p>⇒ 28.7.2 暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てる</p> <p>16.4.6 障害物仮置場を指定する(建設部(庶務班, 土木管理班)) 建設部(庶務班, 土木管理班)は、オープンスペース調整チームが割り当てたオープンスペースから、障害物仮置場を指定する。</p> <p>⇒28.7.3 復興対策用オープンスペースの利用を開始する</p>	
296	16.5.6 京都府警と協力して障害物除去を実施する(建設部(追加)) 急を要する場合、緊急交通路や緊急輸送道路の障害物の除去は、建設部(追加)が京都府警と協力して行う。	16.5.6 京都府警察と協力して障害物除去を実施する(建設部土木事務所班) 急を要する場合、緊急交通路や緊急輸送道路の障害物の除去は、建設部土木事務所班が京都府警察と協力して行う。	字句修正
296	16.6.2 障害物の除去方法を協議する(建設部(追加)) 河川に倒壊家屋、船舶等の障害物がある場合は、建設部(追加)は、京都府警等関係機関と協議し、(略)	16.6.2 障害物の除去方法を協議する(建設部土木事務所班) 河川に倒壊家屋、船舶等の障害物がある場合は、建設部土木事務所班は、京都府警察等関係機関と協議し、(略)	字句修正
300	17.1.5 災害廃棄物処理計画策定に必要な情報の収集を行う(環境政策部(追加)) (略) (災害廃棄物処理計画策定に必要な情報) (略) エ オープンスペースデータベース(オープンスペース調整チーム(行財政部等)) (略)	17.1.5 災害廃棄物処理計画策定に必要な情報の収集を行う(環境政策部廃棄物清掃班) (略) (災害廃棄物処理計画策定に必要な情報) (略) エ オープンスペースデータベース(オープンスペース調整チーム(削除)) (略)	第3章第28節修正に伴う修正
300	17.2 災害廃棄物処理計画を策定する (1) 災害廃棄物処理計画 (略)	17.2 災害廃棄物処理計画を策定する (1) 災害廃棄物処理計画 (略) 17.2.3 災害廃棄物仮置場として暫定的にオープンスペースを割り当て	第3章第28節修正に伴う修正

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p><u>(追加)</u></p> <p>17.2.3 <u>オープンスペース調整チームと協議し、がれき仮置場の指定を行う(環境政策部)</u> 環境政策部は、オープンスペース調整チームにおいて協議し、<u>がれき仮置場の指定を行う。</u> ⇒ 28 <u>オープンスペース利用の調整</u></p>	<p><u>る(オープンスペース調整チーム)</u> オープンスペース調整チームは、災害廃棄物仮置場として暫定的にオープンスペースを割り当てる。 ⇒ 28.7.2 <u>暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てる</u></p> <p>17.2.4 <u>災害廃棄物仮置場を指定する(環境政策部廃棄物清掃班)</u> 環境政策部廃棄物清掃班は、オープンスペース調整チームが割り当てたオープンスペースから、災害廃棄物仮置場を指定する。 ⇒28.7.3 <u>復興対策用オープンスペースの利用を開始する</u></p>	
301	<p>17.4.4 除去作業の指定業者等に<u>がれき仮置場</u>への搬入を指示する(環境政策部 <u>(追加)</u>) <u>がれき仮置場</u>を設置した場合、環境政策部 <u>(追加)</u>は被災建築物の除去作業を実施する指定業者等に、<u>がれき仮置場</u>への搬入を指示する。(略)</p> <p>17.4.5 <u>がれき仮置場</u>から処分地へ搬送する(環境政策部 <u>(追加)</u>) 環境政策部 <u>(追加)</u>は、関係機関と協議して、<u>がれき仮置場</u>から処分地への搬送を実施する。 (略)</p>	<p>17.4.4 除去作業の指定業者等に<u>災害廃棄物仮置場</u>への搬入を指示する(環境政策部廃棄物清掃班) <u>災害廃棄物仮置場</u>を設置した場合、環境政策部廃棄物清掃班は被災建築物の除去作業を実施する指定業者等に、<u>災害廃棄物仮置場</u>への搬入を指示する。(略)</p> <p>17.4.5 <u>災害廃棄物仮置場</u>から処分地へ搬送する(環境政策部廃棄物清掃班) 環境政策部廃棄物清掃班は、関係機関と協議して、<u>災害廃棄物仮置場</u>から処分地への搬送を実施する。(略)</p>	字句修正
303	<p>17.8 環境に配慮する (略)</p> <p>(2) 環境汚染への配慮 (略)</p> <p>17.8.5 建築物の解体に際し、<u>PCBやアスベスト(追加)</u>による環境汚染を防止する(環境政策部 <u>(追加)</u>) (略)</p>	<p>17.8 環境に配慮する (略)</p> <p>(2) 環境汚染への配慮 (略)</p> <p>17.8.5 建築物の解体に際し、<u>PCBやアスベストの飛散・ばく露</u>による環境汚染を防止する(環境政策部 <u>環境班</u>) (略)</p>	環境省通知(H28.5.23)に基づく修正
319	<p>21.3 文化財建造物を火災から守る 文化財建造物には木造のものが多く、迅速な行動が火災防御の基本である。<u>建物の構造は比較的単純なものが多いが、特に大規模な建築物や(略)</u></p>	<p>21.3 文化財建造物を火災から守る 文化財建造物には木造のものが多く、迅速な行動が火災防御の基本である。<u>(削除)</u>特に大規模な建築物や(略)</p>	字句修正
323	<p>22.1.4 取り残された避難行動要支援者への対応を行う(自主防災組織等)</p>	<p>22.1.4 取り残された避難行動要支援者への対応を行う(自主防災組織等)</p>	区災害ボランティアセ

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由															
	自主防災組織等の住民組織は、(略) 区本部や <u>区災害ボランティアセンター</u> への情報提供や協力依頼を行う。	自主防災組織等の住民組織は、(略) 区本部や <u>災害ボランティアセンター</u> への情報提供や協力依頼を行う。	ンターが設置されないこともあるため															
325	22.3.7 <u>ボランティアセンター</u> 等へ災害情報等を提供する（保健福祉部（追加）） 保健福祉部（追加）は、 <u>各種障害者団体</u> 、 <u>京都市災害ボランティアセンター</u> ・ <u>区災害ボランティアセンター</u> 等に対して、災害情報等の提供を行う。	22.3.7 <u>関係各種団体・機関</u> 等へ災害情報等を提供する（保健福祉部生活支援班） 保健福祉部生活支援班は、 <u>災害ボランティアセンター</u> をはじめ <u>関係各種団体・機関</u> に対して、災害情報等の提供を行う。	種々の関係団体・機関の協力が必要なため															
326	22.5.1 要配慮者に必要な援護を行う（区本部，運営協議会） 区本部管理担当者，避難所運営協議会は，要配慮者に対して，優先的な食料等の配給，適切な福祉スペース（ <u>福祉避難室</u> ）の確保など必要な援護を行う。	22.5.1 要配慮者に必要な援護を行う（区本部，運営協議会） 区本部管理担当者，避難所運営協議会は，要配慮者に対して，優先的な食料等の配給，適切な福祉スペース（ <u>削除</u> ）の確保など必要な援護を行う。	字句修正															
326	22.5.3 保健福祉部， <u>区災害ボランティアセンター</u> と連携して要配慮者への対応を行う（区本部） 避難所運営協議会から対応を要請された区本部は，保健福祉部， <u>区災害ボランティアセンター</u> 等と連携して要配慮者への対応を行う。	22.5.3 保健福祉部， <u>災害ボランティアセンター</u> と連携して要配慮者への対応を行う（区本部） 避難所運営協議会から対応を要請された区本部は，保健福祉部， <u>災害ボランティアセンター</u> 等と連携して要配慮者への対応を行う。	22.1.4の修正理由と同じ															
327	(2) 福祉避難所への受入調整 22.6.5 区内の福祉避難所として利用可能な施設の状況を調査する（区本部，保健福祉部（追加）） 区本部長は，避難所内での要配慮者の健康状態，必要な援護の種類等を勘案し，一般の福祉避難所（ <u>福祉避難室</u> を含む。）での生活が困難と認められる方（略）	(2) 福祉避難所への受入調整 22.6.5 区内の福祉避難所として利用可能な施設の状況を調査する（区本部，保健福祉部 <u>要配慮者支援班</u> ） 区本部長は，避難所内での要配慮者の健康状態，必要な援護の種類等を勘案し，一般の福祉避難所（ <u>福祉スペース</u> を含む。）での生活が困難と認められる方（略）	字句修正															
335	25-1.1.3 被害状況を連絡する 京都市復旧連絡システムにより，被害状況等を連絡する。 <u>(追加)</u>	25-1.1.3 被害状況を連絡する 京都市復旧連絡システムにより，被害状況等を連絡する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><th colspan="3">連絡先</th></tr> <tr><td>京都支社</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	連絡先			京都支社	(略)	組織改正に伴う修正 表の位置を変更										
連絡先																		
京都支社	(略)	(略)																
(略)	(略)	(略)																
(略)	(略)	(略)																
(略)	(略)	(略)																

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
	<p>(略)</p> <p>25-1.1.5 危険予防措置する (略)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">連絡先</th> </tr> <tr> <td>京都支店</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	連絡先			京都支店	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>25-1.1.5 危険予防措置する (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>										
連絡先																											
京都支店	(略)	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									
338	<p>25-2.1.8 緊急連絡を行う (略)</p> <p>(緊急連絡体制)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">連絡先</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>平日昼間</td> <td>(略)</td> <td>京滋導管部企画総務チーム</td> </tr> <tr> <td>休日・夜間</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	連絡先		担当	平日昼間	(略)	京滋導管部企画総務チーム	休日・夜間	(略)	(略)	<p>25-2.1.8 緊急連絡を行う (略)</p> <p>(緊急連絡体制)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">連絡先</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>平日昼間</td> <td>(略)</td> <td>京滋導管部導管計画チーム</td> </tr> <tr> <td>休日・夜間</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	連絡先		担当	平日昼間	(略)	京滋導管部導管計画チーム	休日・夜間	(略)	(略)	組織改正に伴う修正						
連絡先		担当																									
平日昼間	(略)	京滋導管部企画総務チーム																									
休日・夜間	(略)	(略)																									
連絡先		担当																									
平日昼間	(略)	京滋導管部導管計画チーム																									
休日・夜間	(略)	(略)																									
347	<p>25-5.4.2 道路管理者、警察署、消防部、その他地下埋設管企業者等と協議を行う（上下水道部 <u>(追加)</u>） (略) (協議内容)</p> <p>(略)</p> <p>イ 排水路や河川への緊急排水を行うについての各管理者の承認 ウ 緊急の道路使用・道路掘削についての承認等の各種の取決め (略)</p>	<p>25-5.4.2 道路管理者、警察署、消防部、その他地下埋設管企業者等と協議を行う（上下水道部 <u>下水道班</u>） (略) (協議内容)</p> <p>(略)</p> <p>イ 排水路や河川への緊急排水 <u>(削除)</u> についての各管理者の承認 ウ 緊急の道路使用・道路掘削についての承認 <u>(削除)</u> (略)</p>	字句修正																								
348	<p>25-5.4.6 ポンプ場の本復旧を実施する（上下水道部 <u>(追加)</u>） 計画・設計との協議結果に基づき、ポンプ場の本復旧を実施する。</p>	<p>25-5.4.6 ポンプ場の本復旧を実施する（上下水道部 <u>下水道班</u>） <u>上下水道部下水道班は、被害状況に応じて、ポンプ場の本復旧を実施する。</u></p>	字句修正																								
355	<p>26-2.2.5 部外協力要請機関に要請を行う (部外協力要請機関及び要請分担)</p> <table border="1"> <tr> <th>部外機関名</th> <th>連絡先</th> <th>(略)</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>鉄道警察</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	部外機関名	連絡先	(略)	(略)	(略)	(略)	鉄道警察	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>26-2.2.5 部外協力要請機関に要請を行う (部外協力要請機関及び要請分担)</p> <table border="1"> <tr> <th>部外機関名</th> <th>連絡先</th> <th>(略)</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>鉄道警察隊</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	部外機関名	連絡先	(略)	(略)	(略)	(略)	鉄道警察隊	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	字句修正
部外機関名	連絡先	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									
鉄道警察	(略)	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									
部外機関名	連絡先	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									
鉄道警察隊	(略)	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
356	<p>第27節 建築物・住宅確保対策</p> <p>■基本方針</p> <p>大規模な震災時には、(略) 災害公営住宅建設等により住宅を確保する。</p> <p>(追加)</p> <p>また、地震により被災した建築物の余震等による倒壊等から(略)</p>	<p>第27節 建築物・住宅確保対策</p> <p>■基本方針</p> <p>大規模な震災時には、(略) 災害公営住宅建設等により住宅を確保する。</p> <p>応急仮設住宅の運営管理においては、<u>応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。</u>また、必要に応じて、<u>応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</u></p> <p>また、地震により被災した建築物の余震等による倒壊等から(略)</p>	<p>防災基本計画の内容を反映</p>
358	<p>27-1.3.3 <u>行財政部（オープンスペース調整チーム）と連携し、用地確保の方針を決定する（都市計画部（追加））</u> <u>行財政部（オープンスペース調整チーム）と連携して用地確保の方針を決定する。</u></p> <p>27-1.3.4 <u>応急仮設住宅建設用地を選定する（行財政部）</u> <u>行財政部（オープンスペース調整チーム）は、都市計画部・関係部と連携して、個々の用地について応急仮設住宅用地の選定を行う。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(応急仮設住宅用地の選定基準)</p> <p>ア 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定する。(追加)</p> <p>(略)</p>	<p>27-1.3.3 <u>(削除) 用地確保の方針を決定する（都市計画部住宅班）</u> <u>都市計画部住宅班は、オープンスペース調整チームにおいて協議のうえ、用地確保の方針を決定する。</u></p> <p>27-1.3.4 <u>応急仮設住宅建設用地として暫定的にオープンスペースを割り当てる（オープンスペース調整チーム）</u> <u>オープンスペース調整チームは、応急仮設住宅用地として暫定的にオープンスペースを割り当てる。</u> <u>⇒28.7.2 暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てる</u></p> <p>27-1.3.5 <u>応急仮設住宅建設用地を選定する（都市計画部住宅班）</u> <u>都市計画部住宅班は、オープンスペース調整チームが割り当てたオープンスペースから、応急仮設住宅用地を選定する。</u> <u>⇒28.7.3 復興対策用オープンスペースの利用を開始する</u></p> <p>(応急仮設住宅用地の選定基準)</p> <p>ア 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定する。<u>その際、学校の敷地については、教育活動に十分配慮するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第3章第28節修正に伴う修正</p>

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>27-1.3.5 当該用地の所有者と用地の利用について必要な調整を行う (行財政部, 都市計画部(追加), 関係部) 行財政部(オープンスペース調整チーム)は, 都市計画部・ 関係部と連携して, 個々の用地について応急仮設住宅の選定の ための調整を行う。</p> <p>27-1.3.6 (略)</p>	<p>27-1.3.6 当該用地の所有者と用地の利用について必要な調整を行う ((削除) 都市計画部住宅班 (削除)) 都市計画部住宅班は, 応急仮設住宅用地として選定した個々 の用地について, 当該用地の所有者と用地の利用について必要 な調整を行う。</p> <p>27-1.3.7 (略)</p>	番号繰下げ
358	<p>27-1.4.3 (追加) 建設事業者団体等に建設資材の提供を依頼する(都 市計画部(追加)) 都市計画部(追加)は, 応急仮設住宅を迅速に建設すること ができるよう, (追加) 建設事業者団体等に建設資材の提供を依 頼する。</p>	<p>27-1.4.3 京都府を通じて建設資材の提供を建設事業者団体等へ依頼す る(都市計画部公共建築班) 都市計画部公共建築班は, 応急仮設住宅を迅速に建設するこ とができるよう, 京都府を通じて建設事業者団体等に建設資材 の提供を依頼する。</p>	窓口整理に 伴い修正
362	<p>27-2.3.2 災害公営住宅用地を確保する(都市計画部) 災害公営住宅の建設を決定したとき, 都市計画部は, 行財政 部(オープンスペース調整チーム)と連携して, 災害公営住宅 の用地を確保する。 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>27-2.3.3 (略)</p>	<p>27-2.3.2 災害公営住宅用地として暫定的にオープンスペースを割り当 てる(オープンスペース調整チーム) オープンスペース調整チームは, 災害公営住宅用地として暫 定的にオープンスペースを割り当てる。 ⇒28.7.2 暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てる</p> <p>27-2.3.3 災害公営住宅用地を選定する(都市計画部住宅班) 都市計画部住宅班は, オープンスペース調整チームが割り当 てたオープンスペースから, 災害公営住宅用地を選定する。 ⇒28.7.3 復興対策用オープンスペースの利用を開始する</p> <p>27-2.3.4 (略)</p>	第3章第28 節修正に伴 う修正 番号繰下げ
365	<p>27-4 宅地の応急危険度判定</p> <p>27-4.1 危険度判定実施本部を設置する (略) (追加)</p> <p>27-4.1.1 判定実施要否の判断をする(都市計画部(追加)) 都市計画部長は, 管内に相当程度の被害があり, 危険な被災 宅地が発生していると予測される場合は, 判定の要否判断に必</p>	<p>27-4 宅地の(削除)危険度判定</p> <p>27-4.1 危険度判定実施本部を設置する (略)</p> <p>27-4.1.1 宅地の被害情報を収集する(都市計画部都市景観班) 都市計画部長は, 管内に相当程度の被害があり, 危険な被災 宅地が発生していると予測される場合は, 判定の要否判断に必 要な被害情報を収集する。</p> <p>27-4.1.2 判定実施要否の判断をする(都市計画部都市景観班) (削除)</p>	実施体制の 見直しによ る

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p><u>要な被害情報を収集する。</u> <u>(追加)</u> 判定を要すると認めたときは、本部長に判定の実施を具申する。 本部長は、判定を要すると判断したときは、直ちに判定実施を決定する。</p> <p>27-4.1.2 実施本部を設置する（都市計画部<u>(追加)</u>） （略）</p>	<p>都市計画部長は、被害情報を収集した結果、<u>判定を要すると認めたときは</u>、本部長に判定の実施を具申する。 本部長は、判定を要すると判断したときは、直ちに判定実施を決定する。</p> <p>27-4.1.3 実施本部を設置する（都市計画部<u>都市景観班</u>） （略）</p>	
365	<p>27-4.2 宅地の<u>応急危険度</u>判定を行う 都市計画部は、（略）宅地の<u>応急危険度</u>判定を実施し、（略）住民の安全確保を図る。</p> <p>27-4.2.1 <u>宅地の被害情報を収集する</u>（都市計画部<u>(追加)</u>） 27-4.2.2 判定実施計画を作成する（都市計画部<u>(追加)</u>） 27-4.2.3 宅地判定士・判定調整員を<u>(追加)</u>受け入れる（都市計画部<u>(追加)</u>） （略） 27-4.2.4 宅地判定士・判定調整員の組織を編成する（都市計画部<u>(追加)</u>） （略） 27-4.2.5 判定を実施する（都市計画部<u>(追加)</u>） （略） 27-4.2.6 判定結果の現地表示、広報をする（都市計画部<u>(追加)</u>） （略） 27-4.2.7 所有者へ協力依頼をする（都市計画部<u>(追加)</u>） （略） 27-4.2.8 判定結果に対する市民等からの相談に応じる（都市計画部<u>(追加)</u>） （略） 27-4.2.9 判定結果を調整・集計し、本部長へ報告する（都市計画部<u>(追加)</u>） （略）</p>	<p>27-4.2 宅地の<u>(削除)</u>危険度判定を行う 都市計画部は、（略）宅地の<u>(削除)</u>危険度判定を実施し、（略）住民の安全確保を図る。 <u>(削除)</u></p> <p>27-4.2.1 判定実施計画を作成する（都市計画部<u>都市景観班</u>） 27-4.2.2 宅地判定士・判定調整員を<u>要請し</u>、受け入れる（都市計画部<u>都市景観班</u>） （略） 27-4.2.3 宅地判定士・判定調整員の組織を編成する（都市計画部<u>都市景観班</u>） （略） 27-4.2.4 判定を実施する（都市計画部<u>都市景観班</u>） （略） 27-4.2.5 判定結果の現地表示、広報をする（都市計画部<u>都市景観班</u>） （略） 27-4.2.6 所有者へ協力依頼をする（都市計画部<u>都市景観班</u>） （略） 27-4.2.7 判定結果に対する市民等からの相談に応じる（都市計画部<u>都市景観班</u>） （略） 27-4.2.8 判定結果を調整・集計し、本部長へ報告する（都市計画部<u>都市景観班</u>） （略）</p>	<p>字句修正</p> <p>番号繰上げ</p>

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																				
367	<p>■ 基本方針</p> <p>(略) また、復興に向けて、応急仮設住宅の用地や、被災建物の除去に伴うがれき等の仮置場としての需要が発生するなど、(略)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>(略) また、復興に向けて、応急仮設住宅の用地や、災害廃棄物仮置場としての需要が発生するなど、(略)</p>	字句修正																				
368	<p>28.1 オープンスペース利用計画策定の体制を整える</p> <p>28.1.1 オープンスペース調整の準備を行う(行財政部(追加))</p> <p>行財政部(追加)は、本部が設置されたときは、事前に指名されたオープンスペース調整チーム(追加)事務局要員を確保し、オープンスペースデータベース(市有地情報やオープンスペース利用計画情報等)を準備する。</p> <p>(オープンスペース利用計画の内容)</p> <table border="1"> <tr> <td>第1期「避難対策用」オープンスペース</td> <td>ア 地域の集合場所 イ 避難所 ウ 広域避難場所</td> </tr> <tr> <td>第2期「緊急対策用」オープンスペース</td> <td>ア 重傷患者の緊急輸送用ヘリポート イ 救出・救助用の緊急物資の集積基地 ウ 救助隊・救援隊等の救援拠点(派遣自衛隊、緊急消防援助隊、応援警察部隊等) (追加) エ 緊急輸送道路等の啓開に伴う障害物の仮置場</td> </tr> <tr> <td>第3期「応急・復旧対策用」オープンスペース</td> <td>ア 被災者の生活を支援する調達・援助物資等の集積基地 イ ライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点(電気、ガス、電信電話、上水道、下水道、鉄道、道路等)</td> </tr> <tr> <td>第4期「復興対策用」オープンスペース</td> <td>ア 被災家屋の除去に伴うがれき等の仮置場 イ 応急仮設住宅等建設用地</td> </tr> <tr> <td>第5期「復興拠点用」オープンスペース</td> <td>ア 市街地整備用地 イ 災害公営住宅用地 ウ 復興用資材置場</td> </tr> </table>	第1期「避難対策用」オープンスペース	ア 地域の集合場所 イ 避難所 ウ 広域避難場所	第2期「緊急対策用」オープンスペース	ア 重傷患者の緊急輸送用ヘリポート イ 救出・救助用の緊急物資の集積基地 ウ 救助隊・救援隊等の救援拠点(派遣自衛隊、緊急消防援助隊、応援警察部隊等) (追加) エ 緊急輸送道路等の啓開に伴う障害物の仮置場	第3期「応急・復旧対策用」オープンスペース	ア 被災者の生活を支援する調達・援助物資等の集積基地 イ ライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点(電気、ガス、電信電話、上水道、下水道、鉄道、道路等)	第4期「復興対策用」オープンスペース	ア 被災家屋の除去に伴うがれき等の仮置場 イ 応急仮設住宅等建設用地	第5期「復興拠点用」オープンスペース	ア 市街地整備用地 イ 災害公営住宅用地 ウ 復興用資材置場	<p>28.1 オープンスペースの利用体制を整える</p> <p>28.1.1 オープンスペース調整の準備を行う(行財政部財産用地班)</p> <p>行財政部財産用地班は、本部が設置されたときは、事前に指名されたオープンスペース調整チーム(以下この節において「調整チーム」という。)の事務局要員を確保し、オープンスペースデータベース(市有地情報やオープンスペース利用計画等)を準備する。</p> <p>(オープンスペース利用計画の内容)</p> <table border="1"> <tr> <td>(削除)「緊急対策用」オープンスペース</td> <td>ア 重傷患者の緊急輸送用ヘリポート イ 救出・救助用の緊急物資の集積基地 ウ 救助隊・救援隊等の救援拠点(派遣自衛隊、緊急消防援助隊、応援警察部隊等) エ 拠点救護所 オ 緊急輸送道路等の啓開に伴う障害物の仮置場</td> </tr> <tr> <td>(削除)「避難対策用」オープンスペース</td> <td>(削除) ア 避難所 イ 広域避難場所</td> </tr> <tr> <td>(削除)「応急・復旧対策用」オープンスペース</td> <td>ア 物資集積・搬送拠点 イ ライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点(電気、ガス、電信電話、上水道、下水道、鉄道、道路等)</td> </tr> <tr> <td>(削除)「復興対策用」オープンスペース</td> <td>ア 災害廃棄物仮置場 イ 応急仮設住宅等建設用地</td> </tr> <tr> <td>(削除)「復興拠点用」オープンスペース</td> <td>ア 市街地整備用地 イ 災害公営住宅用地 ウ 復興用資材置場</td> </tr> </table>	(削除)「緊急対策用」オープンスペース	ア 重傷患者の緊急輸送用ヘリポート イ 救出・救助用の緊急物資の集積基地 ウ 救助隊・救援隊等の救援拠点(派遣自衛隊、緊急消防援助隊、応援警察部隊等) エ 拠点救護所 オ 緊急輸送道路等の啓開に伴う障害物の仮置場	(削除)「避難対策用」オープンスペース	(削除) ア 避難所 イ 広域避難場所	(削除)「応急・復旧対策用」オープンスペース	ア 物資集積・搬送拠点 イ ライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点(電気、ガス、電信電話、上水道、下水道、鉄道、道路等)	(削除)「復興対策用」オープンスペース	ア 災害廃棄物仮置場 イ 応急仮設住宅等建設用地	(削除)「復興拠点用」オープンスペース	ア 市街地整備用地 イ 災害公営住宅用地 ウ 復興用資材置場	<p>字句修正</p> <p>明確に時期を分けることができないため削除</p> <p>体制見直しによる修正</p> <p>字句修正</p>
第1期「避難対策用」オープンスペース	ア 地域の集合場所 イ 避難所 ウ 広域避難場所																						
第2期「緊急対策用」オープンスペース	ア 重傷患者の緊急輸送用ヘリポート イ 救出・救助用の緊急物資の集積基地 ウ 救助隊・救援隊等の救援拠点(派遣自衛隊、緊急消防援助隊、応援警察部隊等) (追加) エ 緊急輸送道路等の啓開に伴う障害物の仮置場																						
第3期「応急・復旧対策用」オープンスペース	ア 被災者の生活を支援する調達・援助物資等の集積基地 イ ライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点(電気、ガス、電信電話、上水道、下水道、鉄道、道路等)																						
第4期「復興対策用」オープンスペース	ア 被災家屋の除去に伴うがれき等の仮置場 イ 応急仮設住宅等建設用地																						
第5期「復興拠点用」オープンスペース	ア 市街地整備用地 イ 災害公営住宅用地 ウ 復興用資材置場																						
(削除)「緊急対策用」オープンスペース	ア 重傷患者の緊急輸送用ヘリポート イ 救出・救助用の緊急物資の集積基地 ウ 救助隊・救援隊等の救援拠点(派遣自衛隊、緊急消防援助隊、応援警察部隊等) エ 拠点救護所 オ 緊急輸送道路等の啓開に伴う障害物の仮置場																						
(削除)「避難対策用」オープンスペース	(削除) ア 避難所 イ 広域避難場所																						
(削除)「応急・復旧対策用」オープンスペース	ア 物資集積・搬送拠点 イ ライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点(電気、ガス、電信電話、上水道、下水道、鉄道、道路等)																						
(削除)「復興対策用」オープンスペース	ア 災害廃棄物仮置場 イ 応急仮設住宅等建設用地																						
(削除)「復興拠点用」オープンスペース	ア 市街地整備用地 イ 災害公営住宅用地 ウ 復興用資材置場																						

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
	<p>28.1.2 <u>オープンスペース調整チーム</u>要員を本部事務局に派遣する（行財政部（追加）） 行財政部（追加）は、本部が設置されたときは、オープンスペースの調整に必要な資機材を整え、<u>オープンスペース調整チーム事務局</u>要員を本部に派遣する。</p> <p>28.1.3 <u>オープンスペース調整チーム事務局</u>を立ち上げる（行財政部（追加）、本部事務局） 行財政部（追加）から派遣された<u>オープンスペース調整チーム事務局</u>要員は、本部事務局と連携してオープンスペースデータベースの活用が可能のように<u>オープンスペース調整チーム事務局</u>を立ち上げる。</p> <p>28.1.4 <u>関係部、関係機関によりオープンスペース調整チームを構成する</u>（行財政部、本部事務局、関係部） <u>オープンスペース調整チーム</u>は、必要に応じて下記の関係部局や国、京都府、自衛隊、ライフライン事業者等の関係機関との連携を図る。 （オープンスペース調整チーム関係部等の構成）</p> <table border="1" data-bbox="206 868 1068 1243"> <tr> <td colspan="2">オープンスペースの管理者</td> <td>文化市民部、建設部、教育部、上下水道部、交通部、京都市土地開発公社、京都府等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">オープンスペースの利用者</td> <td>避難対策用</td> <td>区本部、消防部等</td> </tr> <tr> <td>緊急対策用</td> <td>環境政策部、保健福祉部、建設部、消防部、自衛隊、京都府警察本部等</td> </tr> <tr> <td>応急・復旧、復興対策用</td> <td>環境政策部、都市計画部、建設部、上下水道部、交通部、道路管理者、ライフライン事業者、交通事業者等</td> </tr> </table> <p>28.2 オープンスペースの利用状況を把握する 28.2.1 区本部から避難対策用オープンスペースの状況を入手する（行財政部、本部事務局） <u>オープンスペース調整チーム事務局</u>は、区本部から避難対策用</p>	オープンスペースの管理者		文化市民部、建設部、教育部、上下水道部、交通部、京都市土地開発公社、京都府等	オープンスペースの利用者	避難対策用	区本部、消防部等	緊急対策用	環境政策部、保健福祉部、建設部、消防部、自衛隊、京都府警察本部等	応急・復旧、復興対策用	環境政策部、都市計画部、建設部、上下水道部、交通部、道路管理者、ライフライン事業者、交通事業者等	<p>28.1.2 <u>調整チーム事務局</u>要員を本部事務局に派遣する（行財政部<u>財産用地班</u>） 行財政部<u>財産用地班</u>は、本部が設置されたときは、オープンスペースの調整に必要な資機材を整え、<u>調整チーム事務局</u>要員を本部事務局に派遣する。</p> <p>28.1.3 <u>調整チーム事務局</u>を立ち上げる（行財政部<u>財産用地班</u>、本部事務局） 行財政部<u>財産用地班</u>から派遣された<u>調整チーム</u>の事務局要員は、本部事務局と連携してオープンスペースデータベースの活用が可能のように<u>調整チーム事務局</u>（以下この節において「<u>調整事務局</u>」という。）を立ち上げる。</p> <p>28.1.4 <u>調整チームを構成する</u> <u>調整チーム</u>は、下表のとおり構成し、必要に応じ、国、京都府、自衛隊、ライフライン事業者等の関係機関も加えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（調整チームの構成）</p> <table border="1" data-bbox="1095 868 1957 1251"> <tr> <td colspan="2">事務局</td> <td><u>調整事務局</u>（本部事務局、行財政部<u>財産用地班</u>）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">用途別</td> <td>緊急対策用</td> <td><u>保健福祉部</u>応急医療班、建設部（<u>庶務班</u>、<u>土木管理班</u>）、<u>消防部</u>本部室班、関係部、関係機関等</td> </tr> <tr> <td>避難対策用</td> <td>区本部、関係部、関係機関等</td> </tr> <tr> <td>応急・復旧用</td> <td>文化市民部<u>庶務班</u>、建設部（<u>庶務班</u>、<u>土木管理班</u>）、<u>上下水道部</u>総務班、<u>交通部</u>庶務班、関係部、関係機関等</td> </tr> <tr> <td>復興対策用</td> <td>環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>、<u>都市計画部</u>住宅班、関係部、関係機関等</td> </tr> <tr> <td>復興拠点用</td> <td><u>都市計画部</u>住宅班、関係部、関係機関等</td> </tr> </table> <p>28.2 オープンスペースデータベースを随時更新する 28.2.1 航空調査等を実施し、オープンスペースの現況を把握する（<u>調整事務局</u>）</p>	事務局		<u>調整事務局</u> （本部事務局、行財政部 <u>財産用地班</u> ）	用途別	緊急対策用	<u>保健福祉部</u> 応急医療班、建設部（ <u>庶務班</u> 、 <u>土木管理班</u> ）、 <u>消防部</u> 本部室班、関係部、関係機関等	避難対策用	区本部、関係部、関係機関等	応急・復旧用	文化市民部 <u>庶務班</u> 、建設部（ <u>庶務班</u> 、 <u>土木管理班</u> ）、 <u>上下水道部</u> 総務班、 <u>交通部</u> 庶務班、関係部、関係機関等	復興対策用	環境政策部 <u>廃棄物清掃班</u> 、 <u>都市計画部</u> 住宅班、関係部、関係機関等	復興拠点用	<u>都市計画部</u> 住宅班、関係部、関係機関等	<p>字句修正</p> <p>オープンスペース調整チームに係る体制の見直しに伴う修正</p> <p>オープンスペース調整チームに係る体制の見直しに伴う修正</p>
オープンスペースの管理者		文化市民部、建設部、教育部、上下水道部、交通部、京都市土地開発公社、京都府等																									
オープンスペースの利用者	避難対策用	区本部、消防部等																									
	緊急対策用	環境政策部、保健福祉部、建設部、消防部、自衛隊、京都府警察本部等																									
	応急・復旧、復興対策用	環境政策部、都市計画部、建設部、上下水道部、交通部、道路管理者、ライフライン事業者、交通事業者等																									
事務局		<u>調整事務局</u> （本部事務局、行財政部 <u>財産用地班</u> ）																									
用途別	緊急対策用	<u>保健福祉部</u> 応急医療班、建設部（ <u>庶務班</u> 、 <u>土木管理班</u> ）、 <u>消防部</u> 本部室班、関係部、関係機関等																									
	避難対策用	区本部、関係部、関係機関等																									
	応急・復旧用	文化市民部 <u>庶務班</u> 、建設部（ <u>庶務班</u> 、 <u>土木管理班</u> ）、 <u>上下水道部</u> 総務班、 <u>交通部</u> 庶務班、関係部、関係機関等																									
	復興対策用	環境政策部 <u>廃棄物清掃班</u> 、 <u>都市計画部</u> 住宅班、関係部、関係機関等																									
	復興拠点用	<u>都市計画部</u> 住宅班、関係部、関係機関等																									

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p><u>オープンスペースの状況（避難施設の開設状況、避難者の状況等）を入手する。</u> ⇒ 6.6.5 区本部に急報する</p> <p>28.2.2 <u>関係部、関係機関から緊急対策用オープンスペースの状況を把握する（行財政部、本部事務局）</u> オープンスペース調整チーム事務局は、関係部、関係機関から、<u>緊急対策用オープンスペースの状況を把握する。</u></p> <p>28.2.3 <u>航空調査等を実施し、土地利用を把握する（行財政部、本部事務局）</u> オープンスペース調整チーム事務局は、<u>あらかじめ定められているオープンスペース事前利用計画に基づき、航空調査等を実施して土地利用の現況を把握し、オープンスペース調整チームに報告する。</u></p> <p>28.2.4 <u>緊急対策用オープンスペースの積極的活用を関係部、関係機関に指示する（行財政部、本部事務局）</u> オープンスペース調整チーム事務局は、<u>オープンスペースデータベースに基づき、緊急対策用オープンスペースの積極的な活用を関係部、関係機関に指示する。</u></p> <p>28.3 <u>オープンスペースデータベースを更新する</u></p> <p>28.3.1 <u>オープンスペース利用開始をオープンスペース調整チームへ報告する（各部、区本部）</u> 各部、各区本部は、<u>オープンスペース利用開始をオープンスペース調整チームへ報告する。</u></p> <p>28.3.2 <u>オープンスペース利用終了をオープンスペース調整チームへ報告する（各部、区本部）</u> 各部、各区本部は、<u>オープンスペース利用終了をオープンスペース調整チームへ報告する。</u></p> <p>28.3.3 <u>オープンスペースデータベースを提供する（行財政部）</u> オープンスペース調整チーム事務局は、<u>地震後のオープンスペースの利用に関する情報を迅速に整理するとともに、オープンスペ</u></p>	<p><u>調整事務局は、オープンスペースデータベースに基づき航空調査等を実施し、地震発生後のオープンスペースの状況を把握する。</u></p> <p>28.2.2 <u>オープンスペースデータベースを更新する（調整事務局）</u> 調整事務局は、<u>オープンスペースに係る航空調査、利用状況等の情報を基に、オープンスペースの現況と事前に定められたオープンスペースデータベースとを照合のうえ、地震発生後におけるオープンスペースの利用の可否を整理し、オープンスペースデータベースを随時更新する。</u></p> <p>28.2.3 <u>オープンスペースデータベースを提供する（調整事務局）</u> 調整事務局は、<u>更新したオープンスペースデータベースを関係部、関係機関へ提供する。</u></p> <p>28.3 <u>緊急対策用オープンスペースを最優先で利用する</u></p> <p>28.3.1 <u>最優先で緊急対策用オープンスペースを利用する（保健福祉部 応急医療班、建設部土木事務所班、消防部（消防救助班、航空班、調整班、救急班）、京都府警察、自衛隊）</u> 人命の確保、二次災害拡大防止、道路啓開のため使用する緊急対策用オープンスペースは、<u>利用の需要が発生した場合、迅速な対応が必要となるため、保健福祉部応急医療班、建設部土木事務所班、消防部（消防救助班、航空班、調整班、救急班）、京都府警察、自衛隊は、事前に定める利用計画により、最優先でオープンスペースを利用する。</u> ⇒9.4 <u>拠点救護所を設置する</u></p>	<p>データベースの更新、提供について内容整理</p> <p>緊急対策用オープンスペースは最優先で利用するため</p>

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p><u>ースデータベースとして各部、各区本部、関係機関へ提供し、利用の徹底を図る。</u></p> <p>28.4 <u>避難対策用オープンスペース利用計画を調整する</u></p> <p>28.4.1 <u>周辺の避難所等の状況を報告する（区本部）</u></p> <p><u>区本部は、緊急対策用、応急・復旧対策用、復興対策用に計画されているオープンスペースが避難施設として活用されている場合、本部に周辺の避難所の入所状況や周辺の臨時の避難所への入所の可否を報告する。</u></p> <p>28.4.2 <u>避難対策用オープンスペースの利用期間を調整する（行財政部、本部事務局）</u></p> <p><u>オープンスペース調整チーム事務局は、これらのオープンスペースに対し周辺の避難所の入所状況を基に、必要に応じオープンスペース調整チームと協議し、避難対策用オープンスペースとしての利用期間を調整する。</u></p>	<p><u>⇒10.3 緊急ヘリポートを確保する</u></p> <p><u>⇒16.4.2 事前の計画に基づき障害物仮置場を開設する</u></p> <p>28.4 <u>調整チームにおいて、緊急対策用オープンスペースの利用を最優先で調整する</u></p> <p>28.4.1 <u>緊急対策用オープンスペースの積極的活用を関係部、関係機関に指示する（調整事務局）</u></p> <p><u>調整事務局は、随時更新するオープンスペースデータベースに基づき、緊急対策用オープンスペースの積極的な活用を関係部、関係機関に指示する。</u></p> <p>28.4.2 <u>調整を行う（調整事務局、保健福祉部応急医療班、建設部（庶務班、土木管理班）、消防部本部室班、京都府警察、自衛隊、関係部、関係機関等）</u></p> <p><u>調整チームにおける、保健福祉部応急医療班、建設部（庶務班、土木管理班）、消防部本部室班、京都府警察、自衛隊、関係部、関係機関等（以下 28.4 において「調整チーム（緊急対策用）」という。）、調整事務局は、随時更新するオープンスペースデータベースを活用して、個々の緊急対策用オープンスペースの利用について調整を行う。</u></p> <p><u>⇒28.4 オープンスペースデータベースを随時更新する</u></p> <p>28.4.3 <u>暫定的に緊急対策用オープンスペースを割り当てる（調整事務局）</u></p> <p><u>調整事務局は、調整結果を基に、調整チーム（緊急対策用）のうち利用を希望する部等に対し、暫定的に個々の緊急対策用オープンスペースを割り当てる。</u></p> <p>28.4.4 <u>緊急対策用オープンスペースの利用を開始する（保健福祉部応急医療班、建設部土木事務所班、消防部（消防救助班、航空班、調整班、救急班）、京都府警察、自衛隊、関係部、関係機関等）</u></p> <p><u>調整チーム（緊急対策用）を通じ暫定的に緊急対策用オープンスペースを割り当てられた、保健福祉部応急医療班、建設部土木</u></p>	<p>緊急対策用オープンスペースは最優先で利用するため</p> <p>オープンスペース調整チームに係る体制の見直しに伴う修正</p>

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>28.5 緊急対策用オープンスペース利用計画を調整する</p> <p>28.5.1 最優先でオープンスペースの利用を図る（建設部，消防部，京都府警察，自衛隊） 消防部，建設部，京都府警察，自衛隊等が人命の確保，二次災害拡大防止，道路啓開のため使用する緊急対策用オープンスペースは，震災後利用の需要が発生した場合，迅速な対応が必要となるため，事前に定める利用計画により最優先でオープンスペースの利用を図る。</p> <p>28.5.2 緊急対策用オープンスペースの確保を要請する（消防部，建設</p>	<p>事務所班，消防部（消防救助班，航空班，調整班，救急班），京都府警察，自衛隊，関係部，関係機関等は，割り当てられた緊急対策用オープンスペースについて，個々に可否を調査，検討のうえ利用を決定，開始する。</p> <p>28.4.5 緊急対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する（調整チーム（緊急対策用）） 調整チーム（緊急対策用）は，保健福祉部応急医療班，建設部土木事務所班，消防部（消防救助班，航空班，調整班，救急班），京都府警察，自衛隊，関係部，関係機関等による緊急対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する。</p> <p>28.4.6 緊急対策用オープンスペースを要請する（調整チーム（緊急対策用）） 調整チーム（緊急対策用）は，保健福祉部応急医療班，建設部土木事務所班，消防部（消防救助班，航空班，調整班，救急班），京都府警察，自衛隊，関係部，関係機関が緊急対策を実施するに当たり，更にオープンスペースが必要となった場合，調整事務局へ要請する。</p> <p>28.4.7 緊急対策用オープンスペースの利用終了を調整事務局へ報告する（調整チーム（緊急対策用）） 調整チーム（緊急対策用）は，緊急対策用オープンスペースの利用が終了した場合は，直ちに調整事務局へ報告する。</p> <p>28.5 調整チームにおいて，避難対策用オープンスペースの利用を調整する</p> <p>28.5.1 避難所の開設状況，避難者の状況等について，調整事務局へ報告する（調整チーム（区本部）） 区本部は，避難所の開設状況，避難者の状況等について調整事務局へ報告する。</p> <p>28.5.2 調整を行う（調整チーム（調整事務局，区本部，関係部，関係機関等）） 調整チームにおける，区本部，関係部，関係機関等（以下 28.5</p>	<p>オープンスペース調整チームに係る体制の見直しに伴う修正</p>

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p><u>部，京都府警察，自衛隊）</u> <u>消防部，建設部，京都府警察，自衛隊は，緊急対策を実施するに当たり，緊急対策用オープンスペースが事前に定める計画では不足する場合，オープンスペース調整チームへその確保を要請する。</u></p> <p>28.5.3 <u>オープンスペース調整チームと調整を行う（行財政部，本部事務局，消防部，建設部，京都府警察，自衛隊）</u> <u>消防部，建設部，京都府警察，自衛隊は，オープンスペース調整チームを構成し，緊急対策用オープンスペース確保の調整を行う。</u></p>	<p><u>において「調整チーム（避難対策用）」という。），調整事務局は，随時更新するオープンスペースデータベースを活用して，個々の避難対策用オープンスペースの利用について調整を行う。</u> <u>⇒28.4 オープンスペースデータベースを随時更新する</u></p> <p>28.5.3 <u>暫定的に避難対策用オープンスペースを割り当てる（調整事務局）</u> <u>調整事務局は，調整結果を基に，調整チーム（避難対策用）のうち利用を希望する部等に対し，暫定的に個々の避難対策用オープンスペースを割り当てる。</u></p> <p>28.5.4 <u>避難対策用オープンスペースの利用を開始する（区本部，関係部，関係機関等）</u> <u>調整チーム（避難対策用）を通じ暫定的に避難対策用オープンスペースを割り当てられた，区本部，関係部，関係機関等は，割り当てられた避難対策用オープンスペースについて，個々に可否を調査，検討のうえ利用を決定，開始する。</u></p> <p>28.5.5 <u>避難対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する（調整チーム（避難対策用））</u> <u>調整チーム（避難対策用）は，区本部，関係部，関係機関等による避難対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する。</u></p> <p>28.5.6 <u>避難対策用オープンスペースを要請する（調整チーム（避難対策用））</u> <u>調整チーム（避難対策用）は，区本部，関係部，関係機関等が避難対策を実施するに当たり，更にオープンスペースが必要となった場合，調整事務局へ要請する。</u></p> <p>28.5.7 <u>避難対策用オープンスペースの利用終了を調整事務局へ報告する（調整チーム（避難対策用））</u> <u>調整チーム（避難対策用）は，避難対策用オープンスペースの利用が終了した場合は，直ちに調整事務局へ報告する。</u></p>	

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>28.6 応急・復旧対策用オープンスペース利用計画を調整する</p> <p>28.6.1 応急・復旧対策用オープンスペースの確保を要請する（各部、関係機関等） 各部、関係機関等は、物資集積・搬送拠点や区の防災拠点となる避難所の利用が事前の計画だけで対応できなくなった場合、復旧作業等に必要な資機材・車両等の配置や期間等が事前の計画では対応できない場合等、オープンスペースが必要になった場合は、オープンスペース調整チームに確保を要請する。</p> <p>28.6.2 オープンスペース調整チームと調整を行う（各部、関係機関等） 要請した各部、関係機関等は、オープンスペース調整チームを構成し、時系列的に調達物資、救援物資等の増大によるオープンスペースの利用が長期化することも考慮して利用計画を調整する。 調整に当たっては、オープンスペースデータベースを活用して最適地を選定する。</p>	<p>28.6 調整チームにおいて、応急・復旧対策用オープンスペースの利用を調整する</p> <p>28.6.1 調整を行う（調整チーム（調整事務局，文化市民部庶務班，建設部（庶務班，土木管理班），上下水道部総務班，交通部庶務班，関係部，関係機関等）） 調整チームにおける，文化市民部庶務班，建設部（庶務班，土木管理班），上下水道部総務班，交通部庶務班，関係部，関係機関等（以下 28.6 において「調整チーム（応急・復旧対策用）」という。），調整事務局は，随時更新するオープンスペースデータベースを活用して，応急・復旧対策用オープンスペースの利用について調整を行う。 ⇒28.4 オープンスペースデータベースを随時更新する</p> <p>28.6.2 暫定的に応急・復旧対策用オープンスペースを割り当てる（調整事務局） 調整事務局は，調整結果を基に，調整チーム（応急・復旧対策用）のうち利用を希望する部等に対し，暫定的に個々の応急・復旧対策用オープンスペースを割り当てる。</p> <p>28.6.3 応急・復旧対策用オープンスペースの利用を開始する（文化市民部庶務班，建設部土木事務所班，上下水道部総務班，交通部庶務班，関係部，関係機関等） 調整チーム（応急・復旧対策用）を通じ暫定的に応急・復旧対策用オープンスペースを割り当てられた，文化市民部庶務班，建設部土木事務所班，上下水道部総務班，交通部庶務班，関係部，関係機関等は，割り当てられた応急・復旧対策用オープンスペースについて，個々に可否を調査，検討のうえ利用を決定，開始する。</p> <p>28.6.4 応急・復旧対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する（調整チーム（応急・復旧対策用）） 調整チーム（応急・復旧対策用）は，文化市民部庶務班，建設部土木事務所班，上下水道部総務班，交通部庶務班，関係部，関</p>	<p>オープンスペース調整チームに係る体制の見直しに伴う修正</p>

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>28.7 復興対策用オープンスペース利用計画を調整する</p> <p>28.7.1 復興対策用オープンスペースの確保を要請する（環境政策部，都市計画部）</p> <p>ア 環境政策部は，事前に計画されたがれきの仮置場だけでは不足する場合は，オープンスペース調整チームにがれき仮置場の確保を要請する。</p> <p>⇒ 17.2.3 オープンスペース調整チームと協議し，がれき仮置場の指定を行う</p> <p>イ 都市計画部は，本部長から災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設の指示があり，事前に計画された応急仮設住宅用地だけでは不足する場合は，オープンスペース調整チームへ応急仮設住宅用地の確保を要請する。</p> <p>⇒ 27-1.3.3 行財政部（オープンスペース調整チーム）と連携し，用地確保の方針を決定する</p> <p>28.7.2 オープンスペース調整チームと調整を行う（行財政部，本部事務局，環境政策部，都市計画部）</p> <p>環境政策部，都市計画部は，オープンスペース調整チームを構</p>	<p>係機関等による応急・復旧対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する。</p> <p>28.6.5 応急・復旧対策用オープンスペースを要請する（調整チーム（応急・復旧対策用））</p> <p>調整チーム（応急・復旧対策用）は，文化市民部庶務班，建設部土木事務所班，上下水道部総務班，交通部庶務班，関係部，関係機関等が応急・復旧対策を実施するに当たり，更にオープンスペースが必要になった場合は，調整事務局へ要請する。</p> <p>28.6.6 応急・復旧対策用オープンスペースの利用終了を調整事務局へ報告する（調整チーム（応急・復旧対策用））</p> <p>調整チーム（応急・復旧対策用）は，応急・復旧対策用オープンスペースの利用が終了した場合は，直ちに調整事務局へ報告する。</p> <p>28.7 調整チームにおいて，復興対策用オープンスペースの利用を調整する</p> <p>28.7.1 調整を行う（調整チーム（調整事務局，環境政策部廃棄物清掃班，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等））</p> <p>調整チームにおける，環境政策部廃棄物清掃班，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等（以下 28.7 において「調整チーム（復興対策用）」という。），調整事務局は，随時更新するオープンスペースデータベースを活用して，復興対策用オープンスペースの利用について調整を行う。</p> <p>⇒28.4 オープンスペースデータベースを随時更新する</p> <p>28.7.2 暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てる（調整事務局）</p> <p>調整事務局は，調整結果を基に，調整チーム（復興対策用）のうち利用を希望する部等に対し，暫定的に個々の復興対策用オープンスペースを割り当てる。</p> <p>⇒17.2.3 災害廃棄物仮置場として暫定的にオープンスペー</p>	<p>オープンスペース調整チームに係る体制の見直しに伴う修正</p>

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>成して、がれき仮置場の指定計画の調整、応急仮設住宅用地の利用計画の調整を行う。</p> <p>調整に当たっては、オープンスペースデータベースを活用して最適地を選定する。</p>	<p>スを割り当てる</p> <p>27-1.3.4 応急仮設住宅建設用地として暫定的にオープンスペースを割り当てる</p> <p>28.7.3 復興対策用オープンスペースの利用を開始する（環境政策部廃棄物清掃班，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等）</p> <p>調整チーム（復興対策用）を通じ暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てられた，環境政策部廃棄物清掃班，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等は，割り当てられた復興対策用オープンスペースについて，個々に利用の可否を調査，検討のうえ，利用を開始する。</p> <p>⇒17.2.4 災害廃棄物仮置場を指定する</p> <p>27-1.3.5 応急仮設住宅建設用地を選定する</p> <p>28.7.4 復興対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する（調整チーム（復興対策用））</p> <p>調整チーム（復興対策用）は，環境政策部廃棄物清掃班，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等による復興対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する。</p> <p>28.7.5 復興対策用オープンスペースを要請する（調整チーム（復興対策用））</p> <p>調整チーム（復興対策用）は，環境政策部廃棄物清掃班，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等が復興対策を実施するに当たり，更に復興対策用オープンスペースが必要になった場合は，調整事務局へ要請する。</p> <p>28.7.6 復興対策用オープンスペースの利用終了を調整事務局へ報告する（調整チーム（復興対策用））</p> <p>調整チーム（復興対策用）は，復興対策用オープンスペースの利用が終了した場合は，直ちに調整事務局へ報告する。</p>	
372	29.1.1 緊急速報メールや防災ポータルサイトなどにより，身の安全の確保と一斉帰宅の抑制を呼び掛ける（本部事務局）	29.1.1 身の安全の確保と一斉帰宅の抑制（本部事務局）	字句修正

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
386	<p>2.4 <u>日本郵政グループの援護対策等を行う（郵便事業株式会社，郵便局株式会社）</u></p> <p>2.4.1 <u>日本郵政グループの（追加）援護対策等を行う</u> <u>郵便事業株式会社は，災害が発生した場合，公衆の被災状況や被災地の実情に応じて郵政事業に関する災害特別事務取扱いや援護対策を実施する。</u> <u>なお，郵便局株式会社は，災害が発生した場合，郵便事業株式会社，株式会社ゆうちょ銀行，かんぽ生命保険株式会社からの通知に基づき，郵便局において，郵便業務，貯金業務，保険業務に関する災害特別事務取扱いや援護対策を実施する。</u> <u>（郵政事業計画）</u></p> <p><郵便事業株式会社> ア 郵便物の送達の確保 <u>（追加）災害の（追加）規模に応じて，運送又は集配の経路若しくは方法の変更，郵便物の区分方法の変更，臨時運送便又は臨時収集便の開設等機宜の応急措置を講じ，郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図る。</u> （略） エ 被災地宛て救助用郵便物の料金免除 <u>郵便法第19条及び郵便法施行規則第4条（追加）に基づき，被災者の救助を行う地方公共団体，日本赤十字社，その他総務省令で定める法人又は団体に宛てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。</u> <郵便局株式会社> <u>（追加）郵便局窓口業務の維持</u> <u>被災地により業務継続が不能となった郵便局について，仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開，臨時窓口の開設，窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じ，郵便局の窓口業務の維持を図る。</u></p>	<p>2.4 <u>日本郵便株式会社の援護対策等を行う（削除）</u></p> <p>2.4.1 <u>日本郵便株式会社の災害特別事務取扱い及び援護対策（削除）を行う</u> <u>日本郵便株式会社は，災害救助法が適用となった地方公共団体の被災状況及び被災地の実情に応じて（削除）災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</u> <u>（削除）</u></p> <p style="text-align: center;">（日本郵便株式会社防災業務計画）</p> <p><u>（削除）</u> ア 郵便物の送達の確保 <u>被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため，災害の態様及び規模に応じて，運送又は集配の経路若しくは方法の変更，郵便物の区分方法の変更，臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講じ（削除）る。</u> （略） エ 被災地宛て救助用郵便物の料金免除 <u>郵便法第19条（削除）の規定に基づき，被災者の救助を行う地方公共団体，日本赤十字社，その他総務省令で定める法人又は団体に宛てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。</u> <u>（削除）</u> オ 郵便局窓口業務の維持 <u>被災地により業務継続が不能となった郵便局について，仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開，臨時窓口の開設，窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じ，郵便局の窓口業務の維持を図る。</u></p>	<p>会社統合に伴う修正</p>